

第七回国会 大蔵委員会議録 第一十六号

(三月六日)

昭和二十五年三月六日(月曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君

理事大上 司君 理事川島 直吉君

理事河田 一郎君 理事前尾繁三郎君

河田 金次君 理事平稻田 桃右三郎君

賢治君 理事内藤 友明君

岡野 清豪君 奥村又十郎君

甲木 保君 松尾トシ子君

塚田十一郎君 苦米地英俊君

三宅 則義君 喜助君 木村 融君

宮腰 大藏事務官 平田敬一郎君

大藏事務官(主税局長) 平田敬一郎君

大藏事務官(主税局長) 原 純夫君

制課長 田嶋 好文君

専門員 黒田 久太君

専門員 鈴木 文也君

委員外の出席者

議員 大藏事務官(國稅廳長) 田嶋 好文君

税部長 大藏事務官(國稅廳長) 田嶋 好文君

専門員 鈴木 文也君

本日の会議に付した事件
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

(内閣提出第五二号)

富裕税法案(内閣提出第五三号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

資産再評価法案(内閣提出第八三号)

相続税法案(内閣提出第八四号)

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第八五号)

○川野委員長 ただいまより会議を開

きます。

九税法案を一括議題として、前会に引続き質疑を継続いたします。河田賢治君。

○河田委員 ごく二、三点簡単に質問

したいと思います。第三條の所得税を左の法人には課さないというところの十一項であります。が「法人たる労働組合及び国家公務員法第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体」とあります。が、その他の団体といふのは一体どういうものですか。

○平田政府委員 国家公務員法第九十八條の規定によりまして設立した法人たる団体であります。が、その名称は必ずしもこの組合という名前を用いないで、この九十八條の規定に基く法人たる団体を設立する場合が認められていて、規定しておるわけでありまし

るといふ。その規定の趣旨を受けまし

て規定しておるわけでありまして、あるいは現実には現在のところあまり

ないかもしませんが、この九十八

條の規定と調子を合せまして、かよう

な規定にいたしております次第でござります。それからまた今後におきましても、急速にこの限度にまで達し得る納税者の方々がどれほどおられるかということにつきましては、いろいろ問題があらうかと思いますが、いやしくればならない、こういうことになつておますが、現在の日本の根本的な教育の方針といたしまして、たとえば地理も習わない、それから歴史なんかも大体教えていないのであります。それから算術なんかにいたしましても、去年あたりから見ると今年は一年低下してやつておる。そうしてかりに所定の一一番底い学校を出ましても、なかなかこういう記帳の能力というものはつかぬと思います。現在の政府の教育制度のもとに今日税務当局が要請する、こういう報告書をつくる能力が、今日においてもあるものと根本的に認められることがあります。現在の会計上の処理をして、記帳をし、それに基きまして会計上の処理をしていただくということを前提にして考えませんと、なかなかかかような制度を設けた意味がなくなつてございきます。従いましてこの間も申し上げましたように、その困難の程度をどの辺で引くかということが、かかような制度を設けた意味がなくなつてございきます。従いましてこの間も申し上げましたように、その困難の程度をどの辺で引くかということが、実際問題としてはなかへ問題であるうかと思いますが、私は率直に申し上げますと、やはり帳簿に対しまして、まず事実を少くとも的確に記帳していくだけ。これは何と申しましても最小限度の必要性があるのじながらうかと考えます。記録をやはり正確に記帳していただたくことでなければ、そういう能力とそのめんどうさをいとわないでやる。これが最小限度の必要だと思いますが、それ以上の程度に土台からくずれるわけでありまして、そういう能力とそのめんどうさをいとわないでやる。これが最小限度の必要だと思いますが、それ以上の程度にまで要請する場合は、やはりお話を通りにいろへ考えなければならないと考えます。従いましてこの貸借対照表とかあるいは損益計算書等の作成を利用し得る納税者の範囲につきまして、御説の通り一定の帳簿の記載入――普通の会計原則に従いまして、貸借対照表とかあるいは損益計算書等の作成の義務を命じておる次第であります。が、この青色申告の制度と申しますのは前々から議論がありましたが、やはりある程度現状を漸次改善して行くという前提に立つておるのであります。従いましてこの貸借対照表、損益計算書等の会計原則に基づきましては二十日といふ計算でする帳簿の整備につきましては、一般の営業者等につきましてはこれを要求いたしておりますのでございますが、たとえば農業所得者等につきましては、貸借対照表の提出はこれをしなくても、

資格要件に該当するといったようなことをいたしておるような次第でございまして、その辺のところは今後の運用の実際とも兼ね合せて、極力適正をはかつて参りたい、かように考えておる次第であります。ある程度この制度はやはり理想を追つた制度であります。が、現在の状態から、また改めて、常に現状を少しずつ改善して行くという前提に立つて御判断願いますことを、重ねてお願ひいたしておきたくないと考える次第であります。○河田委員 日雇い労働者は、つまり労働した日または時間によって算定され、それから税金をとる規定ができておりますが、現在の状態から、また政根拠を一體どこに置かれたのか、これをお伺いいたい。○河田委員 日雇い労働者では大体二十二日に計算しておきめになつておるようですが、その根拠を一體どこに置かれたのか、これをお伺いいたい。○平田政府委員 最近までの所得税法は、日雇い労働者については三十日勤くものとして税額を計算し、さらに扶養親族につきましては、実は二人として計算して税額を源泉徴収いたしておりました。ところがその後この点についていろいろ労働者の方々等の意見を聞きますと、それではいかにも実情に即しないということが明らかになりましたので、最近その日数につきましては二十二日といふ計算ですることにいたしましたし、また今度附則の別表で定めました税額の計算の際においては、扶養親族は平均三人としまして、從来より一人多くして税額を計算いたしておりますのであります。従つて

この程度にいたしておきますれば、私はよほど実情に即し得るのではないかと考えまして、あとでめんどうな還付の規定を働かせまして、年間を通じて精算するというような場合は、比較的小いのではないかと考えております。その根拠ということはなか／＼むずかしいのでありますが、現在の実際の状況等を各方面にわたりまして調査しました上で、この程度であるならば最も妥当ではないか。最近までの取扱いに比較いたしますと、これで源流徴収額は相当の軽減になるようござりますから、今の段階におきましてはこの辺のところが妥当ではながろうか、かようにも思つております。

○河田委員 この科学的の根拠がないという、これはむりからぬことだと思いますが、なるほど東京都とかその他の大都会では、政治的理由から失業救済事業などを政府並びに地方自治体が若干努力してやつておりますが、御承知のように、比較的中都市になりますとほとんど仕事がない。三日に一度しか仕事に出られないというようなことが非常に多いのです。もちろんこの中には給與所得のかからぬ人もおります。それほど給與をもらわない人もおる。しかし今日の日本の経済情勢で、大蔵当局自身が二十三年度に比して労働者数が三%減ということを認めておる際、相当失業者がが出るわけでありまして、こういう失業者、三日に一度しか働けない者から、たとい一円であろうと二円であろうと税金をとるということは、まったくむちやな話ではないかと思います。この日雇い労働者についてはもう少し何らか職業安定所が取扱うとすれば、その働いた日数というも

のは登録されておりませんから、その勧
いた日数によって税金を還付するとい
うような方法を考えておらないか、そ
のことをお聞きします。

○平田政府委員 日雇い労働者の源泉
課税を適正にきめるということとは、な
かなかむずかしいことでございまし
て、今回も実は大分資料等を各方面か
ら集めまして、それに基く平均的なと
ころをとらえまして、二十二日、扶養
親族三人とくものと、大体妥当でな
かるかと考えたのでございますが、
個々の労務者ごとの状況は大分違ふ場
合があるだろうと思います。それを源
泉徴収の際に一々明らかにいたしまし
て徴収額をきめるということは、技術
的にむずかしいのじやないかと考えま
して、私も平均的なところをとらえ
まして、しかも從来に比較すれば相当
これは減税になるわけでありますから、
この辺でやりますればまず妥当な
ところではあるまいか。年間を通じま
してもしも過不足がござりますれば、
それは事実に基きまして調整するとい
うことは当然でございますので、そうい
うことにつきましては、これは資料等
が十分整つております場合におきま
しては、税務署といたしましても善処
するものではないかと考えております。
○河田委員 日雇い労働者の問題につ
いては、私どもはそういう点を十分考
慮して、負担の公平といふ政府の言ひ
分からしても、是正すべきものが多く
あると思うわけであります。さらに日
雇いの中には入りますが、大工とか左
官とかこういう建築方面の労働者で、
しかも一応事業をやつしているように見
えましても、注文する者の方で材料を

全部受持つ、こういう場合、この個人
が仕事を請負うにしましても、ほとんどの
自分で材料も何も持たずに、ただだ
らだけ持つて行くという場合には、
政府当局で所得税をかける場合に、
れば大体勤労所得としておけにな
かどうか。この点をはつきりしておき
たいと思うのであります。といふのは、
これは地方に参りますと大体事業
税というものが今かかりております。
ところがこの事業税の適用におきま
ても、地方自治体におきまして、たゞ
えば宮崎県あたり、あるいはその他の府
県等におきまして違うわけです。各地
方ごとに解釈が異なつてゐるわけであ
す。これは国税並びに地方自治体の公
理化という面から行きまして、やは
り政府として一応はつきりしたお考
があるべきだと思いますが、この点をあ
まずお伺いしておきたいと思うので
す。

あります。少し高度の労務になりますが、医師、弁護士、産婆さんといつような種類の事業者の所得も、大体おきましては、やはり当該所得者の種の労務と申しますか、サービスとしますが、そういうことによる対価收入でございまして、こういうもの性質上は自己が独立でやっておりまので、あくまでも事業所得と見て、與所得と見ていいのであります。いまして大工、左官等の場合におきても、材料等を提供する場合は、こはもちろん非常にはつきりしておりますが、その他の場合におきましても、必ずから独立して、一種の請負ふたな關係に立ちまして労務を提供して、それに対しまして一定の収入がある。こういう場合におきましては、これが原則として事業所得になる。これにしまして、大工に雇われましたかか大工が、その親大工さんから給料な賃金をもらう場合におきましては、の所得は当然給與所得になります。立してそういう事業をやつているかないか。仕事をやつしているか、いかというごとに、この限界を判断するよりはかなはなからうかと思ひます。実際問題としては事実を調査上で、はだして、いずれに該当すべきか、実情に応じまして適切な判定をいたるべきものじやなかろうか、かようたえている次第でござります。

箇月以内になつておりますが、この再調査の場合に「請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができます」と、ややともするといろ／＼な関係で、長くもとれば短くもとの。こういう点について政府当局では、大体一応の常識として、どのくらいの期間をもつてこの方式や手続の欠陥を指摘するお考えでありますか。

○平田政府委員 「相当の期間」と法案に書いてありますが、この解釈と運用は結局常識上妥当な期間を、その個々の場合に応じまして要求することにせざるを得ないのでなかろうか。一律に定めましても必ずしも実情に即しない場合もございますので、その辺のところは行政官庁の運用よろしきを得まして、非難の起らないようだ、文字通り税法の定めた「相当の期間」に補正して行くことにしたらどうだろう、かように考えております。

○河田委員 それから審査の請求の場合におきましても、ほとんどこれは税務署の一方的な、きわめて主觀的な認定というものが書かれてあって、客観的な條件とか、そういうものは見てないわけです。だから税務署の方で「理由がないと認めるときは」申請を棄却するとか、あるいは審査の「請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは」その処分を取消さず、こういつたぐあいにきわめて官僚的な、一方的な見解しかここには述べないわけであります。いつでも問題になるのは、従来の税務署の一方的な決定、一方的なやり方、こういう問題で絶えずトラブルが起る。また納税者

も真に納税についての正しい見解を持たず、これを回避するという状態になるのであります。こういう点について、もつと審査請求などの条件について、少くとも客観的な、納税者の納得される事項をこういうところで書き改める必要はないか。これをお聞きしたい。

○平田政府委員 審査に関する法律を

今回非常に整備いたしましたのであります。

今御指摘のように、確かに却下す

場合とかあるいは棄却する場合、あ

るいは全部または一部を取り消さす場合

といたしまして、法律としていかにも

形式的なことだけしか書いてございま

せんが、実質関係は、大部分はこの條

文によつてきまるのではなくして、各

税法によつてきまるわけであります。

所得の計算につきましては事実をよく

調べて、その税法通りの結果になつて

いるか、なつてないか。それん、所

得税法の各條に該当しているかどうか

といふことをよく調べまして、審査の

決定を下すわけであります。従いまし

て実体的関係はむしろほかの條文全体

統を明らかにいたしまして、納税者と

の間に事柄を明瞭にして、できるだけ

トラブルを少くするという方向を持つ

て行くことがいいんじゃないかという

趣旨で、今回は比較的詳しく再調査、

審査等に関する処理の方法を定めたわ

けであります。

それから審査につきましての最も重

要な問題は、今まで當該事件を調べ

ました當該担当官が、審査の処理を最

後まで扱いました、いつまでも解決が

つかない、という点がありましたので、

今日はその点にきましては、協議団と

いうものを別に設けまして、直接調査

をやつた者でない他の一、これももち

ろん前から申し上げておりますように

官吏ですが、審査だけ専門に扱います

責任のある官吏を置きました、この官吏

には大臣からもいつかお答えがあります

したようだ、なるべく民間の経験のある

人等を登用いたしまして任用いたす

つもりでございますが、そういうもの

の組織しました協議団の議に付した上

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

造が非常に多い状況にございますの

で、主として農村にいま少し安い配

給酒を多く出しまして、密造の取締り

にも貸したいと考えて、関係方面と銳

意折衝いたしました結果、最近になり

まして米を六万六千石だけ増配をした

것입니다。大体税額にいたします

算の基本となりました酒の造石高は、二

百八十九万四千石であります。なお実は

私どもいたしましては、何分にも密

ぬということになろうと思う。それで密造防止については大いにおやりにならねと言われるが、今までとはもつと一段と徹底した対策を行なわねばならぬと思うが、それについて予算的にもどういうことをお考えになつておられるか。お伺いしたい。

相当強化し得ると考えておるのであります。

主管といったのであります。その間の区分が明確でないじやないかとい

ことについては、これはまだ十分でない点が多いのじやなかろうか。たとえ

えますことは、国税局で主管いたして
おりまち、大納税者につきましては、

○奥村委員　密造防止の対策に三千五百万円という予算では、とうてい心もとないと思います。また職員についても、その方に人を入れると言われますが、地方における税務署員の話によりますと、密造防止については何とか特

うお話をございますが、これは省令でもつて権限をはつきり区分しておりますので、いずれかにはつきりきまります。所得百万以上という金額については、前年の金額から推しまして大体推定を立てまして、調査課に関する

ば私の所屬する税務署にこういふことがあります。富山县に本店があつたのです。福井県の方に支店を持つて事業をやつておる。ところが福井県の方の所得については、福井県の税務署が当然調査する。ところがその所得は本店に

全部実績調査をするという建前をとります。ただいままでのところまだ幾分未満はございませんが、その目標通り実行ができるのであります。

するところの経費といたしましては、二十五年度におきましても、前年度と同額の三千五百万円を計上しているのであります。実は農村の配給酒等については、従来は田植えにいたしましても刈上げにいたしましても、事務の関係上自然遅延をいたしまして、最も必要な時期にそれが渡らないといふやうな欠陥もございましたので、本年はその方式を改めまして、常にあらかじめある程度の量を確保しておいて、適時に必要なときに渡るようについて措置を講じたいと考えておる次第であります。

別な生命の保障と言いますか、よほど心づかいをしてくれなければ、密造防止はできぬということを言うておりますので、この点おざなりにやるならほともかくも、これだけ壇石の酒を消化させるほどの効果のある密造防止をやろうというならば、よほどの覚悟をもつてやらなければならぬ。これは希望として申し上げておきます。

国税局についていま一つお伺いたいのですが、従来は国税局で税務署とは別個に直接調査をなされ、また決定をおられる部分があるのであります。すなわち個人所得が百万円以上

○奥村委員 それでは将来ともこの制度をおやりになるというふうに了解ができるわけでありますが、税務署員で仕事を担当しておられる方の意見も承りますと、一体百万円以上の所得がある、ないということは、その人によつてて、また経済の情勢によつて年々かわかかる。ある年は国税局がやり、ある年は税務署がやる。そうすると系統的な資料などといふものは整わぬことにならる。また税務署の決定と国税局の決定

行くのであるから熟慮がない、何を調査をせずにはうつておく。富山県だけでは決定する。福井県での所得は非常にずさんになる。従つて福井県に本店を持つておるのはびしくやられる。福井県に本店を持たずに出店を持つておるといふところは、同じ事業をやつても非常に徵税がすんだない。そういう点の欠点があると思うが、その点についてどうお考えになりますか。

地の違うことによって、調査の不徹底なもののができる、従つて不公平になるおそれがあるはしないかという点であります。が、そういうような面におきましても、国税局が主管することによりて、そういう欠陥が相当除かれるのであります。従来はそれと他署の主管に属することにつきまして、支店としては調査は委託をしてやつておつた。その委託をすることよりも国税局合に、双方一齊に調査をすることがだいまおあげになりました例の富山市に本店があり福井に支店があるという場合に、双方一齊に調査をすることがで

なお参考のために申し上げますと、一昨年の十月に酒類整備対策協議会を設置いたしておりますが、その後昨年の九月に至るところの一箇年の間の取締りの実績は、検挙の件数は全国で一万九千件であります。そのうちで悪質なものとして告発したものは四五千五百件、脱税として捕捉したものが一億五千万円、罰金は一億七千万円になつております。罰金といたしましては、通告処分をいたしました金額並びに判決確定の分のみであります。しこうして先ほどもちよつと申し上げましたように、取締りに従事するところの職員の面におきましては、二十五年度におきましては相当増強し得ると考えますので、今後は取締りそのものも実質的に

あるいは法人で三百万円以上の資本金を持つおられるものを直接やつておられるが、税務署の仕事と国税局の仕事の区別がつかなくなつて、地方においては非常にこんがらかることがあると思ふのですが、これは将来ともこのようにおやりになるのであるか、お伺いいたします。

人がついてはありませんが、大体同じ程度の事業主に対して、一方国税局ではこう推定する、税務署では別にまたやり方をやるというようなことになつて、非常に税務署の能力が落ちる。しかも税務署の優秀な職員がほとんど国税局に引抜かれて行く。税務署の力を弱めて国税局が強くなる。これは全体の徵税能力に対しても私はマイナスになると思う。これは議論になりますのでも、一応耳に入れておきまして、御答弁は要求いたしませんが、また別の機会にとくとこの点は御意見を承りたいと思います。

次に支店、出張所と本店との関係の納税あるいは徵税の調査、査定といふ

こういうふうに大納稅者を國稅局の主管とすることによつて、かえつて能率が落ちるのじやないかという御意見がございましたが、私ども当初その点は心配いたのであります、が、実際にやつてみると、大納稅者について全國的な公平が得られるわけです。しかも取扱いその他についても完全に同じ方でもつて行きますので、權衡もこれるというような利点もござりますし、また個々の稅務官吏の、能率も小さなものの、大きなもの全部一緒にすることより、大体公平に、しかも同じ状態のものをそれべく分担することによつて、相當能率を上げ得るということがはつきりいたしたのであります。いま一点この点についてつけ加えておきたいと考

○川野委員 先ほど奥村君が質問いたしました点に関連いたしておりますので、この際二、三點質問をいたしたいと存じます。委員長みずから議事を妨げますことは恐縮と存じますので、要點だけを簡単に質問してみます。

まず初めに昭和二十三酒造年度と、昭和二十四酒造年度における税の收入面の数字をお尋ねしてみたいと思います。それから、昭和二十四酒造年度で計算いたしておりますが、予算の関係におきましては会計年度で計算いたしておられますので、会計年度で申し上

あるいは法人で三百万円以上の資本金を持つおられるものを直接やつておられるが、税務署の仕事と国税局の仕事の区別がつかなくなつて、地方においては非常にこんがらかることがあると思ふのですが、これは将来ともこのようにおやりになるのであるか、お伺いいたします。

人が食い違うということがあり、同一人についてはありませんが、大体同じ程度の事業主に対して、一方国税局ではこう推定する、税務署では別にまたやり方をやるというようなことになつて、非常に税務署の能力が落ちる。しかも税務署の優秀な職員がほとんど国税局に引抜かれて行く。税務署の力を弱めて国税局が強くなる。これは全体の徵税能力に対しても私はマイナスになると思う。これは議論になりますので、一応耳に入れておきまして、御答弁は要求いたしませんが、また別の機会にとくとこの点は御意見を承りたいと思います。

次に支店、出張所と本店との関係の納税あるいは徵税の調査、査定といふ

こういうふうに大納稅者を國稅局の主管とすることによつて、かえつて能率が落ちるのじやないかという御意見がございましたが、私どもも当初その点は心配したのであります、が、実際にやつてみると、大納稅者について全國的な公平が得られるわけです。しかも取扱いその他についても完全に同じ方でもつて行きますので、權衡もこれるというような利点もござりますし、また個々の稅務官吏の、能率も小さなものの、大きなもの全部一緒にすることより、大体公平に、しかも同じ状態のものをそれべく分担することによつて、相當能率を上げ得るということがはつきりいたしましたのであります。いま一点この点についてつけ加えておきたいと考

○川野委員 先ほど奥村君が質問いたしました点に関連いたしておりますので、この際二、三點質問をいたしたいと存じます。委員長みずから議事を妨げますことは恐縮と存じますので、要點だけを簡単に質問してみます。

まず初めに昭和二十三酒造年度と、昭和二十四酒造年度における税の收入面の数字をお尋ねしてみたいと思います。それから、昭和二十四酒造年度で計算いたしておりますが、予算の関係におきましては会計年度で計算いたしておられますので、会計年度で申し上

あるいは法人で三百万円以上の資本金を持つおられるものを直接やつておられるが、税務署の仕事と国税局の仕事の区別がつかなくなつて、地方においては非常にこんがらかることがあると思ふのですが、これは将来ともこのようにおやりになるのであるか、お伺いいたします。

人がついてはありませんが、大体同じ程度の事業主に対して、一方国税局ではこう推定する、税務署では別にまたやり方をやるというようなことになつて、非常に税務署の能力が落ちる。しかも税務署の優秀な職員がほとんど国税局に引抜かれて行く。税務署の力を弱めて国税局が強くなる。これは全体の徵税能力に対しても私はマイナスになると思う。これは議論になりますのでも、一応耳に入れておきまして、御答弁は要求いたしませんが、また別の機会にとくとこの点は御意見を承りたいと思います。

次に支店、出張所と本店との関係の納税あるいは徵税の調査、査定といふ

こういうふうに大納稅者を國稅局の主管とすることによつて、かえつて能率が落ちるのじやないかという御意見がございましたが、私ども当初その点は心配いたのであります、が、実際にやつてみると、大納稅者について全國的な公平が得られるわけです。しかも取扱いその他についても完全に同じ方でもつて行きますので、權衡もこれるというような利点もございまし、また個々の稅務官吏の、能率も小さなものの、大きなもの全部一緒にすることより、大体公平に、しかも同じ状態のものをそれべく分担することによつて、相當能率を上げ得るということがはつきりいたしたのであります。いま一点この点についてつけ加えておきたいと考

○川野委員 先ほど奥村君が質問いたしました点に関連いたしておりますので、この際二、三點質問をいたしたいと存じます。委員長みずから議事を妨げますことは恐縮と存じますので、要點だけを簡単に質問してみます。

まず初めに昭和二十三酒造年度と、昭和二十四酒造年度における税の收入面の数字をお尋ねしてみたいと思います。それから、昭和二十四酒造年度で計算いたしておりますが、予算の関係におきましては会計年度で計算いたしておられますので、会計年度で申し上

あるいは法人で三百万円以上の資本金を持つおられるものを直接やつておられるが、税務署の仕事と国税局の仕事の区別がつかなくなつて、地方においては非常にこんがらかることがあると思ふのですが、これは将来ともこのようにおやりになるのであるか、お伺いいたします。

人がついてはありませんが、大体同じ程度の事業主に対して、一方国税局ではこう推定する、税務署では別にまたやり方をやるというようなことになつて、非常に税務署の能力が落ちる。しかも税務署の優秀な職員がほとんど国税局に引抜かれて行く。税務署の力を弱めて国税局が強くなる。これは全体の徵税能力に対しても私はマイナスになると思う。これは議論になりますのでも、一応耳に入れておきまして、御答弁は要求いたしませんが、また別の機会にとくとこの点は御意見を承りたいと思います。

次に支店、出張所と本店との関係の納税あるいは徵税の調査、査定といふ

こういうふうに大納稅者を國稅局の主管とすることによつて、かえつて能率が落ちるのじやないかという御意見がございましたが、私どもも当初その点は心配したのであります、が、実際にやつてみると、大納稅者について全國的な公平が得られるわけです。しかも取扱いその他についても完全に同じ方でもつて行きますので、權衡もこれるというような利点もござりますし、また個々の稅務官吏の、能率も小さなものの、大きなもの全部一緒にすることより、大体公平に、しかも同じ状態のものをそれべく分担することによつて、相當能率を上げ得るということがはつきりいたしましたのであります。いま一点この点についてつけ加えておきたいと考

○川野委員 先ほど奥村君が質問いたしました点に関連いたしておりますので、この際二、三點質問をいたしたいと存じます。委員長みずから議事を妨げますことは恐縮と存じますので、要點だけを簡単に質問してみます。

まず初めに昭和二十三酒造年度と、昭和二十四酒造年度における税の收入面の数字をお尋ねしてみたいと思います。それから、昭和二十四酒造年度で計算いたしておりますが、予算の関係におきましては会計年度で計算いたしておられますので、会計年度で申し上

げてみたいと思います。すなわち二十二年度の予算においては、酒税の予算は七百五十二億三千五百万円程度しか計上いたされていないわけでござりますが、それに對しまして二十五年度の予算では、千三十三億三百万円程度見込んでおるのでございます。差引して二千七十七億六千八百万円程度の増収額を酒税で計上いたしておるわけでござりますが、この増収の原因はいろいろござります。その原因について、内訳について御説明いたしました方が御納得行くのじやないかと思いますので、それを今申し上げますが、このうちいろいろ内訳がございまして、大体純粋の中におきましても今回地方の酒消費える部分が百六十一億五千五百万円程度と見ております。その他の部分が百六十億七百五十万円ほどございますが、この中の分が六十二億二百万円ほどございまして、約十九億千二百万円ほどとの税を廃止しまして、これを国税たる酒税に統合いたしましたので、その關係の分が、これによりまして両方を清算いたしまして、約十九億千二百万円ほどとの増収を見込んでおるわけでございます。それから取引高税を廃止し、附加価値税が創設になるわけであります。と申しますのは、取引高税で一応値段が下りましたが、それを復活する意味合いにおいて、酒税に統合したと申しますのは、取引高税でございましたが、その意味における増収が十九億千二百万円、それから若干かんしよを原料としますしよらゆうその他の部門におきましては、最近非常に増産になりましたして製造数量がふえましたので、原単位を若干切り下げる予定であ

ります。しかもかんしょからの歩どまり等も、従来と比べますと最近は大分よくなりつつあるようあります。こういう点を考えまして製造原価を幾分切り下げようと思つておるのであります。ですが、その分は十二億円程度見込んでおります。従いましてそれらの分を差引きまして、今回の酒税法の改正によりまして、純粹に新規に増税をはかる分になりますと、二十二億九千六百万円程度に相なるのであります。もちろん取引高税と附加価値税の分の十九億三千二百万円は、純粹の増税と見るかどうか問題がございますが、その部面はいづれ今までかかつておった分でありますから、一応従来の税の部分だと考えますと、今申し上げましたように二十二億九千六百万円が純増税だ。取引高税の関係をさらに新規増税と見ますと、約四十二億円程度が今度の改正による増税である。かような関係になりますことを、御説明申し上げておきたいと思うのであります。

す結果が消費者価格に影響を及ぼしますして、清酒の特級が昭和十五年は二円三十銭でありますたものが、二十五年一月には千百四十円で四百二十二倍、百四十五円で二百八十倍、しょうちゅうは昭和十五年が一円八十八銭であつたものが、二十五年一月が四百二十五円で二百二十六倍、こういうようによ相当値上げになつたわけであります。他の物価は大体百五十六倍程度に上つておりますが、酒に至りましてはたゞいま申しましたような二百九十二倍に上つておる。こういう状態であります。それで今までに酒といふものは相当な倍率で値上げになつた。これを局長の話では、わざかな税額であるから当然であるかのよう御答弁になつておられます。私をして言わしむるならば、酒といふものはやはり生活必需品の一種ではなかろうか、と考えております。シャウブ勧告案によりますと酒がぜいたく品視されているような感もあるわけであります。しかしこれは実際日本の国情を知る者といたしますては、勤労者あるいは農村方面、こういふものについては酒は生活必需品であると存じております。料理屋方面で飲む方は、これは必需品であるとは申しがねるのであります。そのペーセントは大体二〇%ないし三〇%でございまして、七〇%ないし八〇%は農村における勤労階級が醸酒として飲んでおる。こういうような数字から見ますと酒は生活必需品である、こう私は申し上げたいのであります。主税局長においては酒をぜいたく品視されておるか、あるいは生活必需品視されてお

るが、この点を伺つておきたいと感ふるのであります。

○平田政府委員　まず最初に申し上げます。お話を伺つておきたいと感ふるのは、今回酒税の増徴分は、現在たのは、今回酒税の増徴分は、現在に比べますと比較的少いということを申し上げたにすぎないのでございます。しかば現在の酒税の税率が相当低いものであるか、高いものであるかという点になりますと、今川野委員長がお話になりましたことは同感であります。しかば現在の酒税の税率が相当低いものであるか、高いものであるかとは認識いたしておるのであります。今いろ／＼な税率を調べておりますが、酒、タバコに対する日本の税率は、どれも相当高い税率であります。各國に比べましてもひけ目を感じないようあります。あまり感心したことではございませんが、非常に高率になつておられます。ただイギリス等におきましては、なお相当酒類については高率な課税を賦課しておりますようあります。たしてこの税率がいかどうかといふことについては、問題があるだらうと思ひますが、認識としては、相當高い税率であるということは、もちろん承認いたしておるのであります。現在の酒類の小売価格の中においては、酒税の割合から申しましても、また今お話を戦前からの酒税の引上げ倍率から見ましても、相当高いことは申し上げるまでもない事であります。そこできますならば、私ども将来においてはこれを一段と引下げる、あるいは今回の増税はなるべく少くするといふことが望ましいわけでありまして、シヤウブ勧告においては日本は非常に主食に困つておる際である。その際においては酒類にその原料をまわすとい

もございましょう。また反対に飲み過ぎますと下る場合もございましょう。の理論は、どうも私どものような者よりも、委員の方方がむしろ常識的によくおわかりだらうと思いますから、多く申し上げないのであります。しかし酒の本質がやはりそういうところにあるということから、相当な消費税を世界至るところの国で酒には課税しておるということがあるわけでござります。さような点でござりますので、こういう際といたしましては、すなわちまだ一般に租税負担が相當重い際といたしましては、まずこの程度の税を酒から徴収するということはいたしかがなからう。理想といたしましては極力正規の生産数量を保有しまして、やみ等を追いまくりまして、税收入はぜひ比較的低い税率で相当の財源を上げて行く、こういう方向にもつて行きますのが、私どもの方針であり、かつ理想であるということを重ねて申し上げまして、御説明にかえたいと思ふ次第でございます。

方面にも御交渉になるならば、あるいは
値上げをせずに済んだのではながるう
かと思うのであります。御承知のように
に結果がどういう結論になるかと申し
ますと、実はただいまいろいろ御説明
がございましたが、農村等に参りました
ては生活必需品であると申し上げた
い。それであるから密造取締りのため
に——相當に農家においても危険を冒
して実は密造をやつておる。これはど
ういうわけかと申しますと、御承知の
ように米一升が四十円、この四十円の
米を使つてつくつたしようちらは四、
五百円出なさければ飲めない。自分が
つくつた米は四十円である。これを飲
むときには五百円の金を出さなければ
なりません。これはやる方ばかり責めるわけ
で、従つて農村等におきましては密
造をやるもの当然であると存じております。
飲めない。こういう実情でござります
のと、従つて農村等におきましては密
造をやるものも当然であると存じております。
ことになると存じますので、そういう
点をよくお話しになり、税額八百億を取
ることを中心として税率をおきめにな
るならば、いささか大蔵省の手腕の点を
疑わざるを得ないのであります。しか
めではなかろうか、こう思うわけで
あります。これが私に言わしめる
ならば、いささか大蔵省の手腕の点を
疑わざるを得ないのであります。しかし
し今日すでに御決定になつたわけであ
りますから、かれこれ申しませんが、
私はしてはそういうような感がするわ
けであります。そこで実は申し上げた
いのは、千三十億の予算を計上されま
した当時の原料よりも、今日では相當
原料が増して参りました。先ほど御説明
がございましたが、六万数千石の米の
配分があり、さらに何千トンのこうう

やんの増配があるものと存じております。そういうしますと、この予算はいいじゃないかと私は思つてあります。今日は相手を承つてみたいと思います。

○平田政府委員 確かにシャウブ勧告では、酒税の收入は一応八百億円を目標つてゐることは御指摘通りでございます。ただ當時におきましては、資料その他が不十分でありましたために、ごく大まかに見積つておられたのであります。原料をふやすのはむりだらう、税率を大幅に上げたらどうかというのが勧告のラインであります。その点に関しましては、私ども極力日本の実情を細かに説明いたしまして、むしろ勧告量をふやしまして税率の引上げ方は最も小限度にとどめまして、原案を作成して国会に提案して御審議をお願いしていることを御了承願いたいと思います。な考考え方といたしましては、私どもは酒税の收入は、売れ行きがとまりまして収入が少くなるということになつては、これは適当でないと考りますが、この際といたしましては、できる限り著しくおりを来さない範囲内におきまして、極力酒税から収入の増加をはかりまして、それで税の全体の収入を極力まかなうことができずならば、やはりまだ／＼相当高いところの所得税等の引下げを極力行つた方が考え方としてはいいのではなかろうかという考え方を持つておるのでござります。今回はたとえば勤労所得の割五分の控除、その他所得税の基礎控除の引上げ等によりまして、約百七、

いは中途において変更するような必要はないが、生ずるかと思ひますが、今のところいたしましては、やはり千三十億酒税の確保は相当困難な点がござりますので、この程度原料が増加したから、ただちに增收をいたすとか、あるいは税率を引下げて收入を確保する、いうような方向にまで行くだけの自体がないということをはつきり申し上げて、御参考にいたしたいと思う次第でござります。今後の状況等を見まして、また情勢の変化がござります上でも、そのときに応じて必要な調整をされば、それがべきことは、申し上げるまでもないことと考えております。

う見通しをつけております。ただいまそういう増配がありましたならば、農村にやるところの安い酒をうんと増す、こういう御答弁がありました。私はまことにけつこうであると存じます。それで重ねてもう一回、増税の見通しがつくならば、ただいま申し上げました農村方面に特配酒を多量に流す、こういう御計画があるかどうかを、ひとつ御答弁していただきたいと存じます。

○平田政府委員 歳入の見積りはなかなかむづかしいのでありますて、総司令部におきましても、常になるべく確実に見積つてくれといふようなことを言わせておるのであります、私どもいたしましても、やはりこの際としましてはなるべく的確を期する必要がありますので、若干のいい状況がありましても、ただちにそれによつてかえりうるというわけには、なか／＼参らないであるまい。しかし相当絶過いたしまして、実績が徐々にはつき現われて参りました際におきましては、それに応じて必要な調整を加えるのはさしつかえないのではないかと考えます。従いましてそういう点につきましては、今後の状況の推移を見まして、御意見に照らしまして、政府としましては極力善処いたしたいと考えております。なおお話をどうやるんについては、私はよく存じていませんが、たしかかんしよの入手が最近少し悪くて、その補充といつたよろな意味もあるかのように聞いております。この辺は国税庁の方でよくおわかりでございましたら、そちらで御答弁願いたいと思います。さような点もあるかと存じます。

なほ三千五百万円の金額で十分かといふ問題になりますと、私どもとしては、お話を通り相当に不足した金額であるとは考へるのであります。何分にも財政状態が非常にきゆうくつでありますし、何とかこの既定経費をもつて、これを最も効率的に使用するという方法をもつて、善処して行きたいと考えてゐるのであります。

なほ地方において、酒の関係の方々に御寄付を願つて、といふお話でございますが、これは実はただいま初めてお聞きしたのでありますて、もしもそつ、いうふうなことがあちこちに行われるということになりますと、いろいろ弊害も生じますし、また不当な負担をお願いすることでもござりますので、そういうような点は十分に今後注意をさして行きたいと考えるのであります。

ただ密造取締りの問題は、單に税務署だけの力でもつては、とうていこれにはなし得ないのであります。一昨年の十月に酒類密造対策協議会をつくりました趣旨も、これは警察方面でありますとか、または検察官関係その他経済調査庁等が税務署と一緒にとなつて、この密造取締りに協力していただくなれば單に税務署だけの仕事ではなしに、国全体の問題であるという観点から、こういうよろな協議会をつくつていただいた次第であります。従いまして、こういうよろな協議会を円滑に運営することによりまして、各関係官庁その他の御協力を得まして、何とかしてこの取締りの完璧を期して行きたくと考えてゐる次第であります。

○川野委員 密造取締りの少いといふ問題、これは国税庁の方は多いことを

希望されることは当然であると存じますので、この点につきましては、平田主税局長に重ねてお願ひ申し上げておきます。六、七百億の税金確保のために、昭和二十四年度に三千五百万円を使つたのでござりますので、一千三十億の税金確保のためには、当然これは予算の増をしなければ、私は完全な取締りはできないと考えますので、どうかひとつこの点につきましては、重ねての御配慮を願つておきたいと思います。

さらに先ほど、醸造試験所でアルコールの添加酒の研究をやつておるということになりますが、試験所でやる場合にはりつぱりあつても、地方の酒屋において製造する場合には、りつぱな酒になるかどうかわからぬというような御答弁もあつたのであります。こういう点からいたしましても、醸造試験所の研究といふものが非常に必要でないかろうかと思うわけであります。ところが醸造試験所の費用が、実は一千万円使つてゐるということであります。しかるに収入が八百万円ございまして、差引実際経費は二百万円であると、いうことであります。一千三十億の税金確保のためにわづか国は二百万しか使わない。こういうような考え方では、私は完全な研究はできないと考えます。実は先般農林省関係におきましては、林野の研究所を熊本にも設置されたことになつたようであります。農林省関係では新たにそういう研究所をつくるともくろんでおられる際に、一千三十億の税金確保に対するところの酒の研究所をつくるはあまりにも情ない次第であると存じますので、この点につきましても深説

の御考慮を願つておきたいと存じます。
最後にもう一点お尋ね申し上げたいと思ふ問題であります。昨年酒類配給公團を廃止いたしまして、現在の甲機関、乙機関をつくったわけであります。要するところによりますと近くこの機関の改廃を行われるというようなお話を承つたのであります。この点につきましては、その御構想を承つてみたいと存じます。

○高橋(衛)政府委員 酒類配給公團を廃止いたしますと同時に、あと的需求関係の混乱を非常に心配いたしまして、またその混乱の結果税収の確保ができないようなことになつても困るという観点からいたしまして、甲機関というものを全国に相当数、申請を受けまして認可をいたしたのであります。なおそれと併行いたしまして、乙機関も相当認可いたしましたのであります。今までのところ大体円滑に需給が行つてゐると考へてゐるのであります。当初は割合にその條件を厳格にいたしましたが、それほど多くの甲機関を免許いたさなかつたのでござりますが、漸次これが軌道に乗りまして円滑に行くに従つて、その点については今後の経過と実績を十分に見ました上で、漸次条件を緩和して行くような方向に行きたいと考えます。

○川野委員 先般の機構改革によりますと、甲機関、乙機関をつくつたのであります。甲機関は、乙機関をつくつたのであります。甲機関の競争が激甚をきわめまして、埠頭等も相当に行われまして、經營に相当苦しんでいるというような現下の

実情であります。そういう際におきましては、さらにそういう機関を増すことがあります。その結果の度合いをさることで、増すものであると存するのであります。先般のシャウブ勧告におきましては、そういう点が勘案されたと私はおもいます。すなわち酒の値段を上げるのも、ともに、御機関の強化、こういう一挙をうたつてあるゆえんのものは、御機関がすでに赤字になつて参つてゐる。御機関が赤字になりますと、従つて卸家は掛先をしなければならない。せりをしますと倒れます。倒れますと税金を納められないで国家の損失をます。こういうことで私は、シャウブが御機関の強化という一節をうたつてあるものと考へます。大藏当局並びに國税厅におきましては、シャウブ勧告案の値上げの面だけはいち早く実施されました。この御機関の活性化という点におきましては、逆に弱化させるような方向に構想を練らなければなりませんが、この御機関の弱化という点をうたつていることをよく考えていただきまして、この方向に当をしなければ、この税の確保ができないといふいう点をうたつてあることをよく考えてみますと、この点にかかるうかと考えますが、この点についてさらにお見を伺つてみたいとおもつてあります。

る程度困難になつて来たという事態見られるのでござります。従いまして、今後の考え方といたしましては、地的にしさいに検討いたしまして、二つあるべく自由にして、独創的の色彩を漸次なくして行くという方向においては、やはりある程度考慮を要する点もあるらかと考えますので、それの点につきましては、それらの特殊地方についてはやはりそういうふう方向に歩を進めて行くことが、正しいことではないかと考えております。
○川野委員 昔バスというタバコあまり値上げをいたしまして、売れ行き不振のためにバスの値段を下したということがござります。さら一般鉄道運賃をあまり値上げをして今日二等、一等が乗り手がないため近く値下げをやろう、こういうよう方向にあることは御承知であろうといたします。すべてものというものは、つまり上げ過ぎると売れ行き不振になります、従つてまた値下げをやらなければならぬ。また売るにしましても密造取締りというようなことをつて酒をむりに売らなければならぬ。こういう方向をとらなければなりません。思いますので、農民が四十何で米でつくったところの酒を一千円あるいはしようちゅうにおいては四十五円で買わねばならないといふことが起つて参りますので、酒の問題につてもすでに値段は今日が最頂上に達

しいもきんう首、円らなやでななあ存なに、に行けを いならるつ色すなく律方ても

たという点を、深く認識していただきたいと存ずるわけであります。まだいろいろ質問したい点もございますが、時間の関係で以上を述べまして、私の質問を終ることにいたします。

○奥村委員　主税局長にお尋ねいたしました。それは申告納税の今

の情勢から行くと非常に少くなるのではないか、こういうことからいたしまして、千五百億円は非常に過大であるというふうに思いますので、このときはかい見積りについていま少しく丁寧に申していただきたいと思うのであります。なぜかと申しますと、最近の経済情勢

あります。しからばどの程度の赤字ができるかという問題につきましては、ただいままでのところではちよつと見通しがつきませんので、ただある程度の赤字はやむを得ないのじやないかということだけを申し上げておきま

上げると、ということを当然食管特別会計においても予定をいたしております。春作も多分一六四パリティー、秋作が一六八パリティーという予定をいたしておりますので、農業所得の計算については、そのパリティーをもとに増加率を予定いたしております。

勤労所得と農業所得は三名程度把握の増になる。それから営業所得は前々から非常に問題がございましたように、なお調査不十分の点が相当ござりますので、この方は六名程度二十三年度に比べて二十五年度は把握が増す。これ是一面におきましては申告がよくな

1000

年の見積り千五百億円が非常に見積りが過大である。これはこの前もちらりとお尋ねしたのですが、どうも十分納得が行きませんので、こまかくお尋ねいたしたいと思う。今年の昭和二十四年度の結果はどうなりますか。二月末の徴収の成績がわかつておりますから申していただきたいのです。どうも大蔵大臣の答弁からいたしましても、千七百億の予算通りの徴収はむずかしいということを言うておられます。そういたしますとそれから二百億円少い千五百億円であります。が、これを見ても過大である。そこで第一に、昭和二十四年度と比べて税率が非常に低くなつた。これについてどれだけ税収が減ると見積られているか。それから扶養親族があると見について、どれだけの税収が減ると見積つておられるか。基礎控除、勤労控除などの点についてどれだけの見積りがかかると見られるか。それからこれもこの前お尋ねしたのでこの税制改正によって所得の捕捉が相当ふえると見ておられるはずですが、それは一体どの程度見ておられるか。それからこれもこの前お尋ねしたのですが、シャウブさんの勧告の中には、前年度の継越分の徴収がかなりある。これも私に言わせれば、シャウブさんは非常に過大に見ておられる。それは大蔵省としてはシャウブさんほどには見ておられないでしょが、これも今

勢は非常にデフレ傾向が深刻になつて参りまして、特に中小企業者が没落に瀕している。場合によつてはこの千五百億の予算も、将来近いうちに予算の補正をしなければならぬというふたことになるのじやないかと考えるので、これらの参考上をさういうこまかい点についての見積りの根据をお尋ねいたします。

○平田政府委員 昭和二十五年度の税制改正後におきまする所得税の見積りにつきましては、先般お手元にその根拠を詳く説明したものと差上げておいたわけであります。その基礎はすでにその資料によればおわかりになりますよう、すてて二十三年度分の課税実績をもとにいたしまして、それぞれの最近における数字の増加歩合を乗じまして課税所得を見積つたのであります。その際におきまして、私ども一應生産につきましては、經濟安定本部の昨年の十一月ごろ推計しましたところの見積りによることにいたしております。それから物価、賃金の水準につきましては、これはいろ／＼問題があろうかと思ひますが、やはり見積りといいたしましては、その当時の状態が横ばいするというふうに見積るのが、一番妥当であるという見解を持つてゐるのでありまして、大体九月ごろの水準が二十五年度においても引継ぎ維持するものとして、所得を計算いたしております。その辺に、今奥村委員のお話になりましたように、問題の点がありあらうかと思ひますが、予算の見積りといいたしましては、さような方法をとるのが一番妥当であり、かつ無難であろうと考えまして、さような見積りをいたしているのでございます。だいたい物価についてだけは、公定價格をある程度引

の点国民所得とちよつと計算を違えていますが、さように見ておきます。それからさらに二十四年におきまして、御承知のように滞貯が相当増加いたしております。従つて滞貯が増加しますと、生産国民所得は物価が下らなければだけふえるのでございまが、各人に帰属するところの分配国民所得は必ずしもふえるとは言いかねない。なかんずく課税の場合においては、まだ現実に処分しないで所得が實現しませんので、滞貯の増によりますて、生産がふえたもののうち滞貯の増に見合ひ分につきましては、ある程度生産の増加歩合を低目に見ております。この点は安本の計算しておりますが、國民所得の計算よりも生産の数字はほどどもの方が低くなつております。二四年度においてそういう事情にあることを、生産を見る際にある種計算いたします。それで御検討願います。それで課税所得の全体として増を見込む。それに対しまして二十二年にくらべますと年数も二年の間にござります。それで課税所得の改正によつて相当所得の把握も合理的に行ききる可能性がより多くなつて來た。かゝりに見るわけでありまして、そういう意味からして把握の増につきましても

つて、それだけふえる部面も出て来る場合もございましょうし、他面におきましては税務官庁の能率が増進いたしまして、調査が正確に行くと、いうことで、より出て来る面もあるらうかと思ひます。要するにそういう考え方からいたしまして、勤労所得と農業所得につきましては三%程度把握がある。そのほかの営業所得につきましては六%程度ふえる。それをさつき申しますと生産、物価、賃金、雇用等の増減指數とさらに相乘じまして、「二十五年度の課税所得の推計をいたしておる次第でござります。その推計しました結果の数字は、さらに先ほどお配りしました階級別の表としまして、詳しく述べました。それに対しまして今度の改正後の税率を適用しまして、それで、税額を算定いたしたわけですが、一応單に改正前の税法を二十五年度にそのまま適用して算出しました場合と、改正後の税法を適用して算出した場合と、その差額が、前々から申し上げておりますように、形式的に行きましたと、税法改正による純増減といふことに相なるわけでございますが、この数字は相当大きな数字になるのでござります。

卷之三

いたした場合であります。それから扶養控除を、今まで税額控除で一人当たり千八百円から、所得控除で一万二千円に改めたのでござりますが、それによりまして相当減収になるのでございまして、七百八十億円程度の減、それから税率の改正によりまして、五百十七億円程度の減、これに反しまして勤労控除は二割五分を一割五分の控除に改めましたので、この方は逆に二百二十八億円程度の増（合算課税の廃止によりまして二百八十億円程度の減、配当所得の軽減等によりまして二十億の減、扶養控除の範囲を学生なり、成年者にも拡張いたしておりますが、それらによりまして七十六億円程度の減、変動所得の課税方法をかえたことによる減価償却費が約二十億円の減、雑損のいろ／＼な災害の控除とか、あるいは医療費の控除等によりまして、約十五億円程度の減であります。その他いろいろ／＼こまかい事項が若干ございますが、全体としまして差引き増減しますと、機械的に適用しますと、所得税におきましては千九百億円程度のものが、税法の改正によりまして減というふうに相なるわけでござります。

ましては、前々から申し上げております通り、税率控除等は予算額の増減が示すより以上に大きなものがあるということは、この数字が物語つておる通りでございます。

そこで最後に、しかば千五百億の申告所得税がはたして入つて来るか、入つて来ないかが、という問題でござりますが、繰越しにつきましては、大体この説明にありますように、二百七十億円程度が繰越すものと見ております。

二十四年度から二十五年度に繳納になり、あるいは二十四年度中に賦課すべきものが、二十五年度に賦課されると、いうようなものを、約二百七十億円程度見込んでおります。従いまして来年度の分としましては、それを差引きまして約千二百三十億円程度が、二十五年度の新税法に基く歳入ということに相なるのでござります。これがはたして入つて来るか来ないか、これは確かに問題はあるかと思います。税率差除が今申し上げましたように相当大巾に下つておりますので、課税所得が先ほど申し上げましたように、生産物価が予算で見込んでおります通り行くか行かないかということと、それから能率がある程度上るか上らないかといふことが、実はわれ目になるわけでありますまして、私どもいたしましては、一応この予算を見積りましたときの状態のものにおきましては、やはり改正後におきましても、この程度の收入は上げることが可能ではなかろうか。またこういうようなことに行きまして、税率が高過ぎる、あるいは控除が低過ぎてどうもはじめて納めている人は非常に高い負担になり、抜けてお

る人はどうもいい加減な負担になづておる。こういう関係を少しでも是正するといふことが必要でござりますので、政府といたしましては、おそらく國税庁——非常に今後問題があろうと思ひます——所得の調査、その他につきましても方全な方法を講じまして、極力税法通りの税務執行ということに努力することに相なるかと思います。しかいたしますならば、現在のところ大体におきまして不可能ではないと考えておりますが、たゞ最初に申し上げたように、物価水準を大体九月の水準で横ばいするということを前提といたしておられます。生産の方は大体におきまして予定通り行きつあるようになりますし、これはまた私は政府の今後の政策が予期通り行きますれば、できるのではないかと思ひますが、物価水準の方はたしてどういう方向になりますか。これによりましていろいろ問題が出て来るのではないかうか。しかし現在のところは、政府といたしましては、あくまでもやはりディス・インフレーションの線を堅持しまして、物価水準として全体として大巾な下落をするというようなことは、政策上よりやらないよう努めることにないでありますから、一部の非常に高いやみ価格等が相當下ることもあると申しますが、全体としましてはそれはほど大きな異動をこの際予測するのは妥当ではない。こういう考え方からいたしましては妥当ではなかろうか。もちろん今はいろいろ、現実経済の推移に対応しまして、状況の変化がありました場合

百億円は見なければならぬ。三千四百億円といふものを見込みにつけては相当疑問がある。二十三年度に比べましても三千四百億円が申告納税によつてとれると言うが、それほど経済の実態がよくなつたといふことはわれくにはとうてい考えられない。むしろこれからは下降の傾向にあるというふうに考えられる。しかしこの点は議論にわたりますから、また別の機会にいたしたいと思います。

ただいまお話をこの改正前の税法をもと適用した場合、税率の低下について五百十七億円あるいは扶養親族がふえる点において七百九十億円というのであるが、こういう税収見積りについてひとつ印刷して資料としてお出しを願いたいと思います。

○平田政府委員 ちよつと補足して申し上げておきますが、先ほど千九百億円と申しましたのは、源泉課税と申告所得税との両方含んだ分でございます。

源泉課税の方が大体六百十億円程度と見ております。申告所得税の方が千二百九十九億円程度と見ておりまして、千五百億円は御承知の通りこれは申告所得税であります。勤労所得税は九百九十億円程度と見込んでおります。そこで所得税は昭和二十五年度において約二千五百億円を見込んでおるわけでございまして、それに對して先ほど申しましたのは——もう一べん繰返して申し上げますが、正確に申しますと、二十五年度の課税ベースに対しまして、現行法を機械的に延ばしてそれから税額を計算した場合の収入賦課額と、改正後の税法を適用した場合の賦課額とに差額といふことに相なります。その

りります。なお今の資料はあとでお配りしておさしつかえないと思いますので、その点も御了承願います。

○奥村委員 各税務署の關稅課長、直税課長、庶務課長などの課長級においては始終転勤されておりますが、せめて課長級までの官舎は、各税務署に当然設置すべきであると思いますが、現在完備しておりませんので転勤を非常にいやがつておる。少くとも近々のうち課長級までの官舎はつくるべきであると思いますが、これについてはどういうふうに考えておられますか。

○高橋(衛)政府委員 稅務官吏につきましては、各税務署をずっと経験を持つていただくことが、それへ各地の状況もよくわかりますし、またそれが各地間におけるところの課税の公平を期するという面から、また場合によりますとあまり長く同じ土地に勤務いたしますと、弊害を生ずるというおそれもございますので、少くとも税務署の首腦部につきましては、そう長く同じ土地に勤務させることをしないといふ方針をとつておるのであります。従いましてそれらの者に対するところの官舎をつくるということは非常に必要なことだということで、絶えずお願いをしておるのであります。ただいまの予算をもつてしては、急速に運ばないわけであります。しかしながら幾分でもその方向に進みたいと考えまして、予算におきましては、斤舎その他施設の買収費をいたしまして、二十五年度におきましては二億円の経費を計上しております。これは若い者にとりまして、特に都令地におきまして優秀な官吏を得ようとしていますと、どう

○平田政府委員 先ほどの川野委員長のお尋ねにちよつと補足してお答え申しあげておきたいと思います。
酒類の価格につきましては、今回は若干の引上げになるわけであります。
二級清酒は六百四十円が六百五十円程度、三級酒四百二十五円が四百五十五円程度にそれべく引上げになるわけであります。昭和二十四年の五月までは相当高かつたわけでありまして、自由販売酒の値段は二級清酒が八百十円程度、それからしようぢゅうが七百六十円程度であつたのでござります。これを昨年五月以降六百四十円を四百二十五円程度に引下げたよくな次第であります。従いまして今回若干上りまして、なお二十四年五月以前に比べましたが、自由販売酒の値段は相当低いものであるということを、この際つけ加えて説明しておきます。

る、こういうふうに書いてあります。今回の税制改正は税制全般にわたる改正である。一旦改正された税制は、今後相当の期間持続せられるという前提のもとに立案したという提案趣旨があります。また昨年の十二月でしたか、強制徴収を一時緩延べするという場合に、高橋長官の御答弁では、各税務署に指令書または特別の通牒をもつて云々というお話がありましたが、その他いろいろな税についてこの法律以外の通牒がありましたならば、資料としてちようだいしたい。それによつていろいろ質問したいと思います。

いま一つは青色申告のために千五百人の者を新規に採用するというようなお話をありましたたが、これらの者の年齢、学歴等は高いという言葉がありますが、これはどの程度の基準の人をとする予定か。この三つの資料をちようだいしたいと思います。

○平田政務委員 今の資料のうち、通牒類等を全部というのはなかなかむづかしいと思いますが、必要な事項をひとつお話をになりますれば、その分を抜萃しましてお配りしたらどうかと思うのでござります。

○木村(築)委員 今奥村委員の質問に平田さんが答えられました結果によれば、昭和二十五年度は国民一般の生活においては黒字が出るというのです。が、六千三百円ペースの労働者の場合、大体大蔵省は一箇年間どのくらい黒字が出ると見込んでおるか。それから国民党一人当りの一箇年間の所得額はどのくらいと計算しておつて、一人平均どのくらい二十五年度は黒字になるかというふうに見込んでおるか。これをひとつ説明願いたいと思います。

○平田政府委員 私どもの説明しておきますのは、家計の絶対額におきましては黒字が出るか、出ないかという数字はなか／＼むづかしい数字であります。たゞ現に比べまして、家計費が税制の改正によりましてどの程度楽になるのか、その生計費の負担がどれだけ減るかということについては、先般たしかにお配りしたと思いますが、その統計の通りでございます。それで家族、世帯員の多いところによりますと、税引き手取りが、今の所得に対しまして三%ないし四%程度家計が楽になるということだけで、絶対額がその後におきまして黒字になるか赤字になるかといふ問題については、簡単には言えないとじやないかと考えております。現状と比べますと、税制の改正をしてこれくらいよくなるだらうという数字は、作成してお配りしてある通りであります。

者米価が大体持続せられるものと見ていいのじやなからうか、かように考へているのであります。その他補給金が削減されました結果、公定価格が引上げられることによりまする負担の増の方は増の方に見て、他面におきまして閑農税の廃止によりまして値下りを来す分についてはその分だけを減に見えて、そのほかに所得税の減税による減と、それから地方住民税、地租、家屋税の増徴による増といふものを全部考慮に入れまして、今申しました扶養親族が四、五人の世帯でありますと、大体今までの税引き手取りの所得に対しまして、三%前後全体として負担が少くなる、家計費が楽になる、こういう数字は先般お配りしてある通りでござります。重ねて申しますが、それで絶対額が黒字になるか、ならないかといふ問題はなか／＼むずかしい問題で、これは私ども容易にお答えすることはむずかしい問題じやないかと思います。

る。その反面地租は増徴になりますが、これは先般詳しい資料をお配りいたしましたが、大体田で現在一反当りたしか九十八円——百円弱であります。一町歩くつております場合におきましては千円弱であります。その負担がかりに二倍半ないし三倍になります。する税額は三千円になつて、増加します。千円が三千円になります。家屋税は現在の農村の家屋は賃貸価格が相当低いので、かりに倍率を九百倍程度にいたしましても、負担は今と比べまして相当ふえますが、絶対額はそれほど大きくございません。そういうものを全部差引いて計算しまして、この前お配りしましたような数になるわけですがございまして、全体としましては私は今までの改正では、農家は相当負担が減るものと考えてゐるのであります。一番軽くなりますのは、前から説明しましたように事業所僕者で、しかも所得が比較的少くて家族の多い方々が、今までの税法改正では実は一番軽くなります。まさにそれに該当しますのは農家でありまして、農家は非常に軽くなる。それと合せまして、専従者につきましても今まで免除していなかつたものを、新しく一万二千円の免除を認めることになったのであります。従いまして單作地帯におきましても、多数の家族従業者を控えまして、今まで相当な課税を受けていたところにおきましては、一万二千円の免除によりまして相当税額が下るのであります。従いまして私は今までの改正では、農家の負担

○北澤委員長代理 それでは午後は二時から再開といたしまして、午前はこれにて休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

○川野委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

する税額は二千円であります。家屋税は現在の農村の家屋は質貸価格が相当低いので、かりに倍率を九百倍程度にいたしまして税率を一・七五%程度にいたしましたも、負担は今と比べまして相当ふえますが、絶対額はそれはほど大きくございません。そういうものを全部差引して計算しまして、この前お配りしましたような数になるわけでございまして、全体としましては私は今までの改正では、農家は相当負担が減るものと考えておるのであります。一
番怪くなりますが、前から説明しま
す。松尾トシ子君。
○松尾委員 私が質問するにあたりまして一言申し上げたいのは、順位が終りに近くなつたもので、大部分の重要な問題がなされたと思いますけれども、本日これが重複するのを私はあって押しつついろいろの問題を聞きたいと思ひます。それは、これが重複するほど、国民の痛烈な声だとうふうに思つていただきまして、お聞きたいと思います。
まず第一にお尋ねしたいのは所長統

資本の一部をここにこぎ込んでしましますから、中小企業というものが倒れて行くのだと思うのです。この点において私は当局はほんとうに努力いたしましたして、更正決定をもつと早くも課税にいたしましてはかようありますから、しかも平均に課税をするようにしていただきたいと思うのです。申告課税の現状にいたしましてはかようありますから、これを源泉に比較しますと、源泉はこういつたことがなくて、しかもくにはめられたかなり大きな額を毎月とらえておるのであります。そうして給與ベースは上げることもできないといふような現状で、六千三百七円といふこの給與をかせぐには、ただかせげないといふのをかせぐには、私はこの六千三百七円といふものがあるに全收入だといふふうには考えられない。これをかせぐには、一つのコストがいると思うのです。局長さんも委員長さんも同じですけれども、そこに通うのに、月給をとるのに、一つのくつもいれば着物をとるし、これは六千三百七円をかせぐ一つの資金だと思うのです。こんなことから考えますと、收入はそれよりは確かに下まわる。こういう点から考え方をしてあるは、給料を少し上げていただかね年の半ば以上はカバーしていくのかどうになりますから、源泉課税の面におきしては、控除額をもつと高めで行つて、たくさん働いてもらうとか、あるいは給料を少し上げていただかね年の半ば以上はカバーしていくのかしないと、コストがかかるものですから、実際の収入是非常に少いのですけれども、この辺の主税局長のお考えを伺いたい。

二点のようすに聞きとつたのであります。
一つは申告所得税につきまして、ふう少し年間なだらかに税が入つて来るというようなことが考えられないかといふ問題と、もう一つは勤労所得につきましてもう少し控除を多くしたらどうかといふようなお尋ねかと承つたのであります。前者の問題につきましては、お説のところまことにもつともなところがなつてございまして、最近までくさんあるのをございまして、の実績を見ますと、申告所得税は初年度に入ると、あいが悪くて、大部分が一日から四月の間に入つて来る。それも十四年度は二十三年度に比べると大分よくなつておりますが、それにいたしましてもなおかつやはり相当多くの部分が、一月以後に入ることになつておるのであります。これは私どもできるだけそぞらいうことのないようになります。これが理想だと考えております。今回の改正案によりますと、一応二十五年度からは前年の実績に基きまして、予定申告をしていただいて、それで納税をしてもらうということにいたしましたので、従来に比較いたしますと、その点はよほどよくなるのではないかと期待いたしております。と申しますのは、なだらかに入つて来ない最大の原因は、何と申しましても予定申告の成績が悪くて、予定申告で納めていただくなつたからに入つて来ないのが、その大きな原因であつたのでございまして、この点が今回の改正によりますと、一応予定の納税額は前年度の実績額をもとにしまして、原則としまして

前にも御説明申し上げた通りであります。ですが、そういうことになりますので、その点は従来に比べますと、よほど改善になるのではないかと考えておるのであります。それにいたしましても、しかし何と申しましても事業所得等の時間をするのであります。従いまして更正決定につきましても、昨年も一応予定申告に対しまして仮更正決定というのをある程度いたしましたが、この仮更正決定はどうしてもなかなか完璧には参りません。どういたしましても確定申告が出来まして、過去一箇年間の実績をよく見まして、それに対する本更正決定で適正な課税をして行くと、いうことにせざるを得ない。こういう状態であります。従いまして勢い連れがちになるのでござります。これは極力私どもさようなとのないようになりますて、従来よりも幾分かの改善を見ることと実は期待いたしておりますが、なお納税者の側におきましても、予定申告等であるべく早く思い切つて申告していただき、納税してもらうことで税金は食い延ばしまして、なかなか納めていただけない。納めていただけないことにつきましては、いろいろ理由があろうと思ひます。が、もう少しき見切りをつけまして、どうせ納めなければ

ればならぬ税金は、少し早目に納めておくというようなことになりますれば、こういうような点もよほど緩和されて行く。それによつて結局経営の方も税金に応ずる経営ができるとして、どもなんばになつてあるのはそのときまでにはすでに税金を使つてしまつたんばかりの投資に充てたりしているために余繕りに困つて税金を納められない。こういうようなことがないようない、ひとつ申告をしていただきますことを政府としましても宣伝をし、周知をはかつておるのでございますが、なかなか理想通りの準備ができないない、というのが現状であります。しかし今後におきましては、さらに一層努力いたしまして、できる限り早くから税金が入つて来るよう努めたい、かようになります。

次に勤労所得税でございますが、これは御説の通り毎日あるいは毎日給與から支拂われる際に、源泉で差引きまして納税と申しますが、確かに御承知の通りでございます。従いまして、これは常に早いから成績がいいのでございまして、納税と申しますか、徴税の成績も非常にいいこととは御承知の通りでございます。従いまして申告所得税が遅れて、しかもなかなか納まらないというのに比べまして、勤労所得者はまことに税金を依法通り納めていただいておる。こういふうに考えておるのでござります。今御指摘のように勤労所得につきましては、所得の計算上、勤労所得を得るために必要な経費といふものを

控除する建前にいたしておりません。これはなかなか実際問題といたしましても、たとえばくつほどの程度が收入を得るために必要なものであるか。あるいは被服はどうか、本来の生活に必要な部面もございますし、なかなか事実の認定がむづかしい。通勤費等にいたしましてもはつきりしておらない部面といふと、はつきりしておらない部面といふところは、いつまでもそないう事務所得者等との関係を考えまして、適切な控除割合を定めた方がいいというので、一割五分にいたしたのでございました。ヤツブ勧告案はさらに理論を得計算は一應原則としまして収入金額そのままによることといたしておきました。たださようなる点がございますので、いま一つは、他の所得に比べまして勤労所得税は何と申しましても相税率が比較的低いという、この二つの点からいたしまして勤労控除をいたしておりますのでございます。これをもう少し上げたらどうかといふ御意見だらうと思います。これを一割五分にいたして勤労所得税は、何と申しましても相率が大きいので、私どもいたしましたは、一割五分の控除を認めることにいたして提案いたしたのでござります。

これ以上引上げますということは、将来の事業所得者との負担の均衡上いかがであろうか、やはり今のところでは、一割五分の控除を認めることにいたして提案いたしたのでござります。この程度が一番妥当ではあるまいか、かように考えておる次第であります。

○松尾泰賀 ただいまのところは、明願いたされたけれども、私は今後の日本本の経済をどうやり方、方針でやつて行こうかということによつて、大臣局長さんと私の意見の相違があると思うのです。ですからこの点でそれは打切るといつたまじて、第二番目に酒税の問題についてちよつとお尋ねいたしたい。

午前中に川野委員長が酒税の問題でたいへんこまかく、しかもいろいろ大巾なお尋ねがあつたようござります。たとえば農家の所得とかあるいは小業者の所得の中には、やはりこの農家あるいは営業主が働いて得た部分の所得が、事業所得の中に入つておるわけでありまして、これとの負担のバランスをどうするかという問題でござります。給與所得についてだけ大巾な控除を認めますと、それだけ事業所得に対し不利になるわけあります。勤労所得の問題につきましては、いろいろ問題があるわけでござります。今御指摘のように勤労所得につきましては、所得の計算上、勤労所得を得るために必要な経費といふものを

控除する建前にいたしておりません。これはなかなか実際問題といたしまして、たとえばくつほどの程度が收入を得るために必要なものであるか。あるいは被服はどうか、本来の生活に必要な部面もございますし、なかなか事実の認定がむづかしい。通勤費等にいたしましてもはつきりしておらない部面といふと、はつきりしておらない部面といふところは、いつまでもそないう事務所得者等との関係を考えまして、適切な控除割合を定めた方がいいというのでございました。ヤツブ勧告案はさらに理論を得計算は一應原則としまして収入金額そのままによることといたしておきました。たださようなる点がございますので、いま一つは、他の所得に比べまして勤労所得税は何と申しましても相税率が比較的低いという、この二つの点からいたしまして勤労控除をいたしておるのでございます。これをもう少し上げたらどうかといふ御意見だらうと思います。これを一割五分にいたして勤労所得税は何と申しましても相税率が比較的低いという、この二つの点からいたしまして勤労控除をいたしておるのでございます。これをもう少し上げたらどうかといふ御意見だらうと思います。これを一割五分にいたして勤労所得税は何と申しましても相税率が比較的低いという、この二つの点からいたしまして勤労控除をいたしておるのでございます。これをもう少し上げたらどうかといふ御意見だらうと思います。これを一割五分にいたして勤労所得税は何と申しましても相税率が比較的低いという、この二つの点からいたしまして勤労控除をいたしておるのでござります。

○平野政府委員 酒税につきましては先ほどからいろいろ御意見があつたわけでございますが、國民の消費するいろいろな物資あるいはサービスのうち、いずれの国民も暮して行く上において必要なようなもの、こういったものにつきましては極力これを廢止しました。たゞ今までのところは、財源として減税をはかるというが、前回今回をもつてしまった税制改正の一貫した方針でござります。たとえば穀物消費税、今

も妥当なる限りにおきまして適当なる税率を定めまして、それによつて相当なる收入を期待するというのは、今の段階においてはまた適当であり、かつまたやむを得ないのではなかろうか。酒が必需品か奢侈品か嗜好品かということにつきましては、いろ／＼議論があるかと思いますが、ほかのものと比べまして、何とか国民は必ず飲まなければ生活して行けないといったような性質がないというところに、酒の特殊性があるわけでありまして、国民の非常に多くの人が飲んでおる。ことに労働者その他農民等の人が相当よけい消費しておるという事実は、まさにその通りであります。同じ農民、同じ労働者の中におきましても、飲む人あり飲まぬ人あり、また飲む程度も人によつて非常に違う。そういうところにある程度酒の消費税を負担してもいいといふ根拠があるわけでございまして、今的一般の財政状態のもとにおきましては、この程度でいたしかたない。しかし、すれにしろ先ほど説明しましたように、相当値段といふ税率といふ高いことは私ども一番認めておりますので、今後はできる限りこの正規の酒の生産をふやしまして、やみ酒を駆逐して、税率はむしろ低くし、値段も低くして、しかも国家財政上相当な收入を上げ得るといったような方向に、極力持つて行くように努力いたしたい、かように考えておる次第であります。

○松尾委員 次に富裕税の点についてちよつとお尋ねしたいのですが、私が考えるのに、富裕税は所得の補完税であると思うのです。この富裕税を課税するにあたりまして、財産を分散している場合が多いのではないかと思ふ

課税をするというのでありますと、もちろん五百円以上の方々に
雇い労働者などと違いますから、いろいろな主義で法人へ、あるいははかの事業へ、組合へといふように財産を分散していると思うのです。これを課税するにあつては、個人の資産と法人その他に出資しているものを、全部調査した上でやらないと不公平になると思うのですが、この調査機関なんかといふものはどんなふうにおやりになるか、御説明願いたいと思います。

○平田政府委員 お話を通り富裕税におきましては、個人の所有している一切の積極財産から一切の負債を差引きまして、純粹の財産額に課税するわけになります。しかうしてその個人の形持つている財産の中には、もちろん法人に対する出資、株式等はその中に入るわけであります。従つて法人の形持つている財産の中におきましては、法人の資産を調べましてそれを時価で評価しまして、その価格が幾らになるかによつて法人の出資なり持分を評価する。その評価しましたところによりまして、その所有者たる個人の財産の中にそれを算入いたしまして、富裕税の財産額をきめて行くということになりますし、それからまた年々純資産が三百円以上、所得は七十万円以上の人の場合は、すべて毎年十二月三十一日現在で一種の貸借対照表を個人につきまして全部出してもらう。年々そ

れをやる。一方相続税等におきましては、資料が集まつて来る、所得税等においてもきましても資料が集まつて来るといふことになりますから、私はやはり相当な財産家の場合におきましては、適正な調査ができるのではないかと考えております。そういうことはあくまでありますから、私はやはり相当税法通りはつきり負担してもらう。その反面税率その他もありむちやくわざやなものでないようになりますと、極力税法通りの適正な納税ができますようにいたしたいというが、今回の改正案の全体としての趣旨でありますことを申し上げておきたいと思います。

○松尾委員 内容はよくわかるのですけれども、それを調査する場合に申告させられるのですね。それですからなかなか人間は人情で申告を自分でやんとしないと思うのです。こういう場合では相当の税務調査員が必要だと思うのですが、その御準備はおありなのでしょうか。

○平田政府委員 もちろん建前は申告納税でありますて、私どもできる限り申告で法律通り出でることを期待しておりますわけですが、この全部についてお待ちするわけには参りませんから、やはり税務官厅におきましては相当有能な職員をそろえまして、その申告書につきまして個別的によく調べる。五百円以上でござりまするし、現在のところは大体納税者の数が四、五万人程度と見ておりますが、その程度でありますれば、相当熟練した官吏をして、当らしめますと、適正な調査が可能ではなかろうか、かように考えております。

は元来消費税でありまして、消費者の負担として支拂われるべき性質のものだと思うのですけれども、それは全くがよいときで、購買力が非常に旺盛なときは、消費者にこれをかけることができると思うのです。何も問題が生じないのです。しかしながら今日のようれた中小企業者は崩壊しそうになつて、購買力が非常に落ちて、景気がまったく悪くなつてゐるときには、ここに重大なる問題が起るので、中小企業者の大きな犠牲が問題視されているのだと思うのです。考えてみますと、これは実際には売れる場合にとるのが一番適切だと田中さんは、倉出し課税の方法がとられている方法で、このよう景気が悪くなると、消費者自身の負担で拂わるべきものが、結局中小企業者のいわゆる製造業者とか販売者が、大きな犠牲を拂わなければならぬことになりますかねと思つたのですが、こういう場合には私はこんなふうに思います。大衆の必要品は、全部物品税をとつてしまつて、奢侈品にもつと大きな高いものをかけて、バランスを合したらしいのじゃないか、こういうふうになさると、大藏大臣もそんなに非難を受けたりしなくて済むかと思うのです。中小企業もこんなふうな状態でいるのでは、だん／＼資本を食つてしまふ。現状をよく見てみますと危険なさいのだからどんどん下げる、資本を食いながらやつてゐるところへ、この消費税いわゆる物品税も拖き込まれなければならないということになりますと、なか／＼苦しいと思うのですが、さきに申したように、奢侈品の高い税率をかける。そして必需品といわゆる中小企業が取扱うようなものは、

最低の線まで下げるとかあるいは全廢するとかいうふうに、大巾の飛躍した方針をとることができませんでよろしく。

○平田 政府委員 物品税につきましては、実は前回の改正で、今お話しになりましたような方向の改正を相当いたしましたわけであります。大体二百七十億円程度のものを百億円程度減税いたしましたとして、百七十億円程度のものに改正いたしたのであります。改正の方針といたしましては、極力大衆の必需品に該当すると認められるようなものは課税から除外したり、あるいはある程度税率を下げる。比較的奢侈的なものにつきましては若干下げておりますが、これは税率をいたずらに高くいたしましてもなかなか收入が入つて来ない。徴税し得る限界におきまして高い税率で課税するという趣旨で、一〇〇%の税率を七〇%程度に引下げたのでござります。しかし今お話をのような趣旨で、こういう何人が見ても非常に奢侈的な性質の強いものと申しますのは、全体の數量及び消費金額から申しまして物品税の中でも比較的少いのでありますし、そういうものにつきましても、ある程度税率は低くした方が、かえつて收入は入つて来るというような面もございまするし、現在のところ、さらに一度奢侈品課税を税率だけ上げて、その收入でさらに大巾な物品税の軽減をはかるというようなことは、どうもむづかしいのではないかと考えているのですがございます。ただ将来の方向といたしましては、財政事情の許す限り——物品

税につきましては、確かに生活上比較的必要性の強いものもまだ課税に残つてゐるかと思います。しかしこれにつきましてもいろいろ問題がありまして、たとえばラジオはどうか、運動具はどうか、写真機はどうか、いろいろ程度の問題であります。その辺の判断がむづかしい場合もござりまするが、方向としましては、奢侈性の少いものは漸次課税からとりやめたい。あるいは税率を下げて行く方が正しいであろう。それから今の段階におきましては、先ほど御意見がありましたように、酒の税金も高い。所得税も高い。まだいろいろな税金もそれへ下げたいところがございますので、先般改正しました物品税くらいのところがやはりバランスもとれているのではないかうか。将来は全体の財政事情及び税制の構成との関係におきましてよく検討して参りたい、かように考えております。

では——この委員会で聞いたのですけれども、郵便貯金でもたしか六億円くらい切り捨てられたということを覚えています。これらの零細な預金を資産再評価もやる際ですから、優先的に別途特別会計でもお立てになつて、この六億円を返還するというふうなことをしてあげることはできないでしょうか。これはとくと主税局長も、その他の政府の方々とも関連がある問題ですから、御相談の上で、國民にあの当時の苦しみのかわりに喜ばしてやつていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

しまして、そういうものまでさらにならぬと返すということは、今の状況から見ましてなかなか困難ではないか。場合ありますので、一応今までの措置につきましては、それで解決いたしたもののといたしまして、今度の資産の再評価につきましては、若干の再評価税を課税いたしまして、それによつて極力バランスをはかつて行く。再評価につきましては、物価の騰貴したのに対応いたしまして、單に名目的に値段がつけかえられるにすぎないから何ら笑質利益ではない。従つて再評価税を課税すべきではないじやないかという議論があるのですがありますが、私どもいたしますては、インフレーションによりまして債権者、預金者等は相当損をしておる。いわんや今のお話の通りに補償打ち切り等によりまして、預金等を打ちられておる人もある。そういう関係もござりますので、やはり六七程度の負担は、再評価の差額から納めてもらつてもいいんじやないかという趣旨で、再評価法を立案し提案いたしておりますな次第でございます。

五百円であつたけれども、今日再評価をなしておれば、七日のときに再評価をやつておれば、こうした株主の減資だとか、あるいは零細な資金の犠牲がなかつたと思うのです。そういうところから考えまして、局長さんのお話を聞きますと一度打合せられたものでありますし整理は済んだから、そこまでさかのぼると大きな問題点に波及して行くとおっしゃいますけれども、これはただいまの六%とか何とかいう問題にからみまして、若干であります。優先的に返還するというような御意図がないとぐあいが悪いし、むしろそういう場合に中小企業を助け、零細な資金を返還して行くということの方が、国家的に大きな役割を示すんじやないか、こんなふうに考えるのです。同時に政府がこの零細なものに対しても、「一回打切つたから知らぬ」というふうなことで、考えてからやるというふうに考へてくださいませ。お願いたします。

○平田政府委員 固定資産につきましては、前回再評価法をつくる場合におきましたで、原則として再評価しないということです、そのとき解決をはかる方法にしたことはお話を通りであります。ただ企業なり金融機関で実際使う固定資産以外の資産につきましては、旧債権にもどしてやるといううまでは、これはもちろん時価で評価し、あるいはその後におきまして処分していく必要があります。ただ企業なり金融機関で実際前になつておりますと、現在のところ

におきましても、その方面の資金がある程度出て来ておるよう聞いております。こういうものにつきましては、適当な機会にまだ預金者等に返すといつたようなことに相なるのじやないかと思いますが、その辺ももう少し最近の状態をよく取調べまして、お答えいたしたいと考える次第でござります。
○竹村委員 ちよとお尋ねいたしましたのですが、二十四年度と二十五年度の農業所得に差があるとういうふうにおつしやつたんですが、大体二十四年度と二十五年度と比較してどれだけ差があるか。もつとはつきり申しますと、二十五年度の農業所得税としてだけお見込みになつておりますか。
○平田政府委員 まだ二十四年度につきましては、更正決定徴収が完結いたしておりますので、実績を申し上げるわけには参らないのでござりますが、予算で見込みました場合におきましては、この前も御説明いたしましたように、たしか四百十九億円程度を二十四年度の予算に見込んでおるのであります。実績は必ずしも予算の通りに参るわけではありませんから、これと若干狂いが来るかもしれません、大体その程度に見込んでおります。それに対しまして二十五年度分といしましては、百六十六億円程度しか見ておりません。そうして二十四年度からやはり納税が遅れまして、入つて来るのが、約六百億円程度あると見ておりますが、これを加えまして二百二十億円程度、二十五年度分五百億円の見込みの中を見ておるのであります。賦課額から申しますると、所得税におきましては相当大幅の減少で、完全に半分以下四割程度しか見ておらないであります。

○竹村委員 それから固定資産税は大体二十四年度は五十五億だと思いますが、二十五年度は幾らになりますか。

○平田政府委員 固定資産税は二十五年度におきましては総額は五百二十億円であります。ただこれは今申しましてように、御承知のように、地租と家屋税とそれから会社等が持つておりまする減価償却資産の全部の分の税額であります。従いまして農民の負担する地租の額は、あとで調べればわかりますが、その中の一部分にしかすぎません。あとで調べまして申し上げてもけつこうです。

○竹村委員 私は農民に対する二十五年度分は、大体二百億だと思つておるんですですが、一応お調べ願つてお知らせ願いたい。そうして今度は住民税の分は、農村部門における農業者におきましては二十五年度は大体幾らですか。

これも一つお知らせ願いたい。

○平田政府委員 住民税の分は、結局今度は所得税の限界が大体最高二割といふことになつております。従いまして、その分はおのずから見当がつくのでございますが、農民の部分だけのものにつきましては、今正確に計算したものがございませんので、後ほどお知らせいたします。固定資産税の農民の負担は、地租の分は大した額じやないと思つておりますが、この額は後ほど整理しまして、正確な数字を申し上げたいと思います。

○竹村委員 それをお知らせ願つてから最後にお尋ねしたいと思います。しかしそのうち一つお尋ねしておきたいのは、肥料の価格補給金が大体廃止されて、この間農林大臣に聞きますと、大体八月から七割値上げするというこ

とであるが、これが二百三十七億円になるのであります。しかし今度のペリティーで行きますと、大体米価が五割ぐらいしか上らないだろうと考えるのですが、そういたしますと、あなたの午前中からのお話を聞いておりますと、大体農家の所得もあまりかわらない、こういうふうな御見解のようですが、それはどう考えられますか伺いたい。

○平田政府委員 肥料の補給金の分が減つただけ米価に織り込まれるわけでありますし、これは額から申しますと、結局ペリティー計算の際には、御承知の通り肥料の分が何パー セントといふので、過去の購入実績に応じまして、それら、肥料の分が総体で何パー セントとかいう適性なウエイトがきめられてあります。そのウエイトを上づけた分と全部乗じまして、米価の引上げになる。最後の米価は、自家労賃の分とかいろいろ生活費の分とか全部入っておりますから、最後の米価に現われる分は、それほど大きないのであります。肥料の値上がりの分は、少しも農民の新たな負担にはならないというふうに考えます。それから今申し述べましたように、固定資産税の分は、地租のうちでしかも農地だけでありまして、宅地、建物の分はきわめてわずかであります。これはいずれ的確な材料で申し上げた方がいいと思いますので、それによつて申し上げた

負担は今度の改正によりまして、相当減少すると確信いたしております。
○竹村委員 その結論的なものは、あとでいろいろ資料をいただきまして、議論することいたしまして、一応資産再評価は——これは実は大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、資産再評価は農民にどういうふうに影響するか、それをお聞かせ願いたい。
○平田政府委員 資産再評価が農民にどういう影響があるかという話でございますが、これは農地につきましては、今度やはり再評価法に基きまして、土地価格指數倍率をきめまして再評価することにいたしております。この再評価するのは、農地の場合におきましては、ただちに6%の税を課税するのではないかと見ておりまして、農地を売却した場合におきまして、その再評価した額までの売却額は6%しか取らない。その再評価の額を越えて高く売るような場合におきましては、その分だけ譲渡取得税の課税の対象になるというのであります。そういう意味の再評価を、農地につきましてもいたすことにしております。それから一般的の再評価になりまして、いろいろ農家の購入するものの値段が上るとか、上らないとかいう問題でありますが、これはなかなか一がいには言えないと思います。現在相当成績を企業が上げておりますし、今の収益で再評価の減価償却ができる場合におきましては、何ら物価には、はね返らないで、企業の内部で吸収していくことにな

る。それから企業の合理化に努めました、値上げをしないでも減価償却ができるというのも、だん／＼出て来るとしても今後やはりある程度生産品の値段を上げなければ償却できない、こういう場合におきましては、ものによりますと、ある程度公定価格等を引上げざるを得ない。また引上げた方がいいという場合も出来ると見えます。政府の方針といいたしましては、できる限り公定価格は千差万別でありますて、一がいに簡単に言うことは困難ではなかろうかと考えます。企業の努力によりまして吸収して、單純に物価騰貴にならないような方針で行きたい。ただしあらゆる方針でございましても、なおかつ吸収しきれない部分につきましては、適当な時期において、しかも適切な程度において公定価格等の改訂を認めることにしたらどうか、かように考えております。

認めることになると、物価を上げなければならぬという部門が相当出て来るのではないか。しかも補給金の廃止等によつて、必ず公定価格の値上げをしなくてはならぬ工業生産品が、多分出て來るのではないかと思うのです。政府の方としましては、そういうものであまりこまかく言つてはどうかと思いますが、もちろんそのままえ置く分と、あるいは上げなければならぬものがあると思いますが、全体として何ペーセントぐらい上ると考えておるか承りたい。

ておりますから、自由価格になります。再評価によつて直接上るといふのではなくして、まったく生産コスト、物の需給関係できまつて来るになりますから、直接再評価のためにどうこうといふ問題はなかろう。傾向としましては、だん／＼統制をはずして自由価格になる。しかも自由価格になりましたので、御承知の通り最近の全体の財政経済政策の影響を受けまして、どちらかと申しますと下りきみの傾向でございますから、私はこういう措置によりまして、消費者の方に転嫁して非常にその方面に大きな影響を与えるという心配はあまりいらないのじやないか。むしろ企業が能率を上げて、よく再評価をしただけを償却して、健全な經營がはたしてできるかできないか。この辺が今後におきましては、むしろ問題じやないかという考え方であります。それから農民の場合において、米のバリティ一価格を維持しておる以上においては、かりに物価が上りますと全部米価に行つて、それはまた消費者の方にはね返つて行くという關係になるのでありますし、米価に關係する限りにおきましては、バリティ一システムを採用している以上、バリティ一のアイトの見方でいる／＼問題がございましようが、バリティ一価格で見ていく以上は、これはほかの物価が上つたために、農民が損をするようなことはないよ的なシステムになつておることを、御留意願いたいと考える次第であります。

○三宅(副)委員 私はさきに奥村君の質問の時に、ちょっとと五分間ほどお願ひしたいと思いましたが、時間がないもので保留しましたが、国税庁長官並びに主税局長がおりますから、この二人にお聞きしたいと思います。

私は民情調査をいたしまして、関東地方もしくは各当該地域をまわりましたが、どの税務署をまわりましては人の間の割に広いが狭い。はなはだしきに至りましては、署長が係官もしくは全署員を集めて訓示をいたしたりする講堂なり、あるいは会議場がないため、わざわざ署長室の五坪か六坪の所間に、係長級までの者を呼びまして、割合に簡単にこれを済ましておるという例があるのです。こう申しては、はなはだ失礼であります。が、署長の威儀が徹底しております。先ほども奥村君が言われた通り、署長にも課長にも宣誓がないというようなことがありますので、非常に士気がゆるんでおるという点を私は痛感したのであります。が、この際主税局長はなるべく予算をとつて、この狹隘なる税務署を拡大する、あるいは改善する。鉄筋コンクリートでありますならば、その上にもう一つ木造を建設するといふような措置を講ぜられましたならば、まことに能率的でもあり、またほんとうに民主的に税務行政が円滑に行くと考えておりますが、政府といたしましては、どういうような御構想がござりますか。これは重大問題でありますので、奥村君の質問に御連いたしまして、一つお伺いいたしたいと思います。

○高橋(御)政府委員 第一線の税務署に対しまして、非常に御理解のあるお言葉でありますて、まことに恐縮で

改選することは非常に困難でござります。それとまつて、二十五年度におきましては、昨年の六月にできました調査官の制度等を、もう少し拡充して行きたいと考えております。またこの際新たに協議団の制度等も始めますので、従つて自然税務官吏を局にある程度集中するということが、行われることにならうかと思うのであります。そういうような点も兼ね合せまして、まだ私どもが始終まわづてみて、机の配置の方法であるとか、またこれは内部の整理の方法等を、いま少し考へて、また趣旨が徹底するような方針とで、具体的に指示もして参つておられます。こういうふうにいたしまして、何とかして少しでも能率のよくなるよう、また趣旨が徹底するような方針を今後講じて行きたいと考えております。しかしながらそういうような方針を採用によりましてはとうてい效率でないといふやうな、狹隘なまた不便な不都合な税務署を多くござりますので、これは順次少しでも予算を計上していただきまして、今後も續けて改築しながら増築して、不便のないようにいたしましたと考えております。

もう一つ最後に伺いたいことは、やはり税務官吏の素質を向上せしめるには、長官の威厳がだん／＼と各税關にまわり、国税局の威厳がまた税務官吏にまわり、税務署の威嚴が税務官吏を徹底するという線を強く表わすたゞに、一週間に一べんでよろしくうごきでありますから、署長が全職員を集めて訓示といふか希望というか、税務行政に対する構想あるいは判断等をよく研究し討議いたしまして、官民一体、上方の思想が下に下り、透徹するよきにやつてもらわなければ、今のままは下級官吏が融合にいはつており、田長が何だ、国税長官が何だ、われ／＼がやるのだといふようなふしだらな言話をなす者がありますから、嚴重に警戒を発していただきたい。この二点について伺います。

方法を用いて、たとえば国税庁が生まれましてから、国税庁法によつてできるだけ詳細な通牒なり説明なり、すべてのことについて掲示いたしまして、相当多數の部数を税務署に流しております。またその他の問題につきましても、必ず署長から一々説明を聞かねでも、第一線に到達するようにといふ趣旨をもつて、それべく施設を講じてやつておる次第でござります。

○内閣(文)委員 高橋さんにお伺いいたしたいのですが、私は税務の実際状況がよくわかりませんので、あるいはそういういろいろとくさいことをおしかりを受けるかもしませんが、法律は平田さんの方でおつくりになるのです。そこでたとえて申しますと、二十五年度の所得税は二千四百八十六億という予算がありますが、この予算といふものは、これだけの国民所得があるから、この法律を適用すれば、これだけの税金が納まるのだという予算であると思うのであります。そこであなたの方では、二千四百八十六億といふものを頭に入れずに、平田さんがおつくりになつて議会の承認を経た法律をそのままお受取りになつて、それを税務署へ流して、この法律でやるといふことになさるのでありますか。それだけだというよう一応示されるのも二千四百八十六億という所得税は、今年課せられた額だが、金沢の国税局はプラスこれだけだ。広島はこ

○高橋(衛)政府委員 ここ二、三年間、実は目標制度といふものを用ひまして、第一線の税務署の成績を判定する一つの資料にしましたことは事実であります。しかしながらその制度がシャウプ勧告におきましては相当批判されておりますように、いろいろな弊害を生ずるおそれがございますので、今年度からはその制度を完全に廃止しておるのでござります。従つてどの税務署がどれだけとか、またどの国税局がどれだけといふような見当は全然立ておりません。なおこういうふうに、たとえば所得税について二千四百何十億という予算が計上されておりますが、これは主税局長の度数にわたる説明にもありました通り、実は昨年の九月の現況においてつくられたところの、いろいろな事柄を前提にしたところの一つの数字でございます。もちろんその積算は、私どもは非常に正しいものだとは考えておりますが、課税の実際、経済の実際におきましては、必ずしもその通り参つてない場合もあります。また地方によつてそれ／＼いろいろな事情が違いますから、私どもいたしましては、政府の予算を基礎にして仕事をするというのではなくしに、もつぱら税法を基礎にして仕事をする。従つて結果においてこれだけの收入が出て来ないと、いう場合もありますし、またそれ以上の収入が出て来るということもありますけれども、事情がかわらなければ、これだけの見込みを立てた基礎は確実であるから、全体としてわれくの努力が十分行つておるなら

ば、これだけの収入が上るはずであるけれども、しかしながらいろいろ、事情の変化もござりますから、この数字に拘束されることなしに、正しく税法を運用するということにもつぱら努めたいと考えております。

○内藤(友)委員 あなたの方では目標の数字をお示しにならぬ。二十四年度の現在からそろやつておられると言われますが、事実はそうではないのであります。もちろんそういう御趣旨が徹底しておらないということか存じませんけれども、私は富山県であります。が、やはり富山県の各税務署のやり口を見ておりまして、そうではないのです。それはやはり長官はそういうふうなお心持でおられるのかも存じませんが、まだ、金沢あたりに行きますと、出町の税務署管内がこれだけだぞと、やはり標準があるのでないか。これが一番問題になります。と申しますのは、私はいずれあとから平田さんの方とお話しをしたいと思いますが、現に私の県は、昨年は二十二万石の補正を受けた県であります。が、その補正を受けた不作であつたという県が、農業所得税は多かつた。この例を一つ、二つ申し上げてもいいかと思います。先ほど長官にお会いいたしましたあの協同組合の村であります。が、二十三年度に比べて二十四年度は一割五分ほどの不作をしておるのであるけれども、税務署から割当てられた所得額は、全体で三割ふえておるのであります。どこからそういうものがふえて来るのか、どうしても想像がつかぬ。もちろん米は一石につきまして四百何がしか値上がりいたしておりますけれど

も、しかし四百何がしの値上りではない。そういう事実が、これはひとり先ほど来ましたものの村だけではなくに、私のもう一冊の手帳を持つて来ますと、それが実は光明に書いてあるのです。ありますですが、そういうことが事実である。所得にあらざるものを持つて来る。してかけられて、それが非常にやがてあります。でありますから、もしありますけれども、そうでないものはみな泣寝入りをしていているといふのがあります。シャウブ勧告もそういうふことを強く要請したのだし、そういうようなものを出し願えないものだろうか、どうだろうかと考えるのですが、それはどうかであります。そういうふうな通知を徹底的に出しになる。災いの根源はそこにあると思うのであります。

ついてとがめだてをすると、訂正するとか、あるいは修正することなどはいたしておきました。しこうして各局におきましては、それは全体として赤になつておるといふ事実はよく承知しております。それからいま一つ昨年と比較して相当不作になつたにもかかわらず、農業所得税が多くなつておるというお話でござります。これは二十三年度の調査ですがどの程度徹底しておるか、どの程度正確な所得の把握ができるおるかといふ問題と相関連いたしますが、実は一二二年度、二十三年度、二十四年度と稅務の仕事もどうやら少しづつ進歩して参りました。また実際の実額調査といふものも漸次数が多くなつて参りましたので、あるいは割合が、不作であつたにもかかわらず税が多くなつたというお話を事実であるとすれば、二四年度においては、所得の調査が相当したので、あるいは割合が、不作でなければ、再評価額と、それから資産評価による再評価額、これはどれくらいか、お見込みがついておつたらお聞かせを願いたいと思います。

○平田政府委員 再評価税を全体で百五十九億円程度見込んでおるわけございますが、その算定の基礎といいますと、それで、帳簿額をもとにいたしております。法人の分が、大体今年の一月一日現在で八百七十四億円程度ではなかろうかと思つております。これに対しまして再評価法に基きまする法律で定めた基準は、約十八倍になつておりますが、任意でありまするし、また一定の倍率でありまする

ので、陳腐化している資産もござりますから、一応その半分の九・四倍程度の再評価をやろう。そうしますと再評価後の資産の価額が八千二百六十九億円になります。但しこれは一べんに徴収いたさないので、最初の年はこのうち半分を納める。あとの半分は、それから二年と三年目にさらに半分ずつ納めてもらおう。さらに若干延納がござりますので、最初の年の半分の四百四十億円の半分の二百二十億の約三分の二程度が、昭和二十五年度において歳入として入つて来る、かような計算をいたしております。個人の分もござりますが、個人の分は、一応やはり減価償却費と資産といたしましては比較的少うございまして、再評価後におきまして約十三億円程度ではなかろうか、かよろしく見ておられます。これは任意でありますし、個人につきましてはどの程度要評価をやりますかはつきりいたしますので、ある程度内輪に見込んでおるのであります。

くらいのペーセントになるか。これで勘定すればわかると思いますが、相當ふえておると思うのです。それはどちらに勘定しておられるのですか。

○平田政府委員 先ほどちょっと個人の数字は間違いました。個人は帳簿価額が現在大体百六十億、それが平均七倍程度になると、千百六十億円程度になると、いう見込みでござりますから、この点は修正いたしておきます。

それから今お話を、再評価によりまして減戻費却がふえる分は、法人所得の計算上更是差引いておるのでござります。その額を申し上げますと、再評価による償却額が四百億円程度増加する、かよう見まして、その増加する部分は再評価なかりせば所得が幾らあるであろうか、それをやはり法人につきましても個人と同じように、生産原価等の状況によりまして推計しました課税所得から差引いたものを、法人税の收入として見込んでおるのでござります。

○竹村委員 もう一点だけ聞きたいのですが、今の税金の方はわかつたのですけれども、しかしこの再評価されたりたとえ今までの八百何十何億円が、法人の方で八千何億になる。つまり十倍になるが、そちらすると結局再評価された資産に対する減戻費却費といふものは、やはり十倍になつて行く、こういうふうに考えられるわけであります。従つてそななると、今度いわゆるいろいろな生産費の中に織り込まれる減戻費却費といふものは、ある程度ふえて行く。そうなるともちろんおつしやるようだ、ものによつては違いますけれども、やはり十倍も十倍と、はちよつと大きいのですけれども、少

却費を負担して行くよりほかない。しかし今の大体の状況から申しますと、現在の利益程度で十分に償却できる企業があります。こういう場合でございましょう。おきましては、減税という形でその再評価による償却費の負担がカバーできる。それからなお現在利益をあげない企業の場合におきましては、これは今申しましたように今後いかにして経営等を建て直して、償却できるかできないかという問題になるかと思います。それから著しく低い公定価格で今押しつけられているものについてだけ、今後再評価による減価償却の負担の増をどうするかという問題があるわけです。そこでございまして、この点は、おもなものはさつき申し上げましたように、電気等が一番おもだと思いますが、電気等の場合はおきましては、さつき申し上げましたように、実は今の価格の中にも特別の修繕費等と称しまして、相當なものを維持費に見込んでおりまます。従いましてこれはそう大巾な改正を行ける。もちろん再評価の程度をどうするかといふ問題にも関連いたして参りますので、そういう特別な重要産業等におきましては、いろいろな観点を考慮いたしまして、企業におきましては、自動的に適正な再評価をやることに努めることになるありますよう、また政府といたしましても、できるだけ妥当な結論を得るように努めて参りたい、かように考えております。私は今の物価情勢その他から申しますと、

地代、家賃——家賃は御承知の通り公算計価による物価のはれ延べといふ問題題は、そら大きな問題にならないのではないか。あるまいか。ただ電力とかあるいは最初の投下資本を金額で同額と見ておりままでの、償却費なんかありますから、家につきましては、コストの計算上一応最初の投下資本を金額で同額と見ておきますので、償却費なんかありますので、償却費なんかもありますから、家賃はある程度やはり上ると思います。ただ家賃につきましても、現在保険料等につきましては、現状保険料等につきましては相当見込んでおりますから、間に再評価による増という見地からだけ考えますと、それは御心配になるほどのことではない。ただその機会に、その他の要素まで少し上げてくれといふ希望が多いのでございまして、民間で調べられておりますいろいろな再評価の影響をよく検討いたしてみますと、十分便乗組が多いようござります。そういうものにつきましては、むろん政府といたしましてはそれ自体がないからどうかをよく検討しまして、物価政策等上適正な公定価格をきめるということに相なるものと考えております。

○川島委員 竹村君が質問されたことについて、関連があるのですが、先般の公聽会で、農業關係の責任者が見えましての説明によりますと、来る七月の肥料の値上げ、これを総体的に計算をすると七割の値上げになつて、農民の肥料による負担の直接増が二百三十七億円、とう明確に言われております。そうすると一方先ほどのお話によつても明らかかなごとく、農民の所得税は、二十四年度が四百二十億、本年度は二百二十億ということになる。大体そういう計算にいたしましても二百億減である。農民全体は肥料の面において二百三十七億の負担増をして、所得税の額減は二十四年度に比較して二百億減という計算になる。これだけを見ましても、もうすでに農民の負担はその肥料だけの物価を考えただけでも負担増になる。しかもこれを分析してみると、農家の戸数が大体五百万戸と推定をいたしましての計算によりますと、肥料代による負担増は一戸について四千七百円、減税の分につきましては、これも二百億ありますから、二百億といたしましてわざかに一戸は四千円の減税、こういう形になる。しかも直接国税を納めます農家の戸数はおよそ三百萬と見ますと、その減税額はありますけれども、どういう計算によりますと、農民の負担は、軽くなるばかりでないことは、できれば實質部門には、こういうような影響があるといふようなことが、もし参考にお出しになつた表などがありましたならば、お出し願えればけつこうであります。これだけ申しますと、本日は終ります。

に、一方においては附加価値税、固定資産税、住民税の引上げ、こういうことの一連の法案から来る中央地方の両税を勘案いたしますと、政府は今年度の農民の税の負担においては、非常に軽くなるんだと説明はしておりますけれども、逆に著しく負担増という結果が見られるということになるのでありますか。ちよつと矛盾があるようになりますか。

○平田政府委員 ただいまお話を中で最も簡単な問題でございますが、今までの新しい事業税は農民には課税しないことになりますし、この方はむしろ減る方であります。附加価値税は農民には課税いたしません。

それから肥料の補給金の問題であります。これは先ほど申し上げましたように補給金を減らして、肥料の値段を上げて米価をそのままにいたしております場合におきましては、まさにお話をようなどとに相なるだらうと思います。しかしながら米価は御承知の通りパリティーで計算することになります。しかしもちよつと説明いたしましたように、春作につきましては、まだお話をきいておきましては、まさにお話をようなどとに相なるだらうと思います。しかしながら米価は御承知の通りパリティーで計算することになります。去年の米価はたしか一五四でしたか六でしたか、そういう数字でござりますが、それに対しましてやはり肥料の値上がり等

によりまして生産費がふえるから、パリティーの指数はそれだけ高くなる。なるべくなつた分は当然政府の買上げ価格を見られるということになるのであります。それが農民の税の負担においては、非常に軽くなるんだと説明はしておりますけれども、逆に著しく負担増という結果が見られるということになるのでありますか。

○平田政府委員 ただいまお話を中で最も簡単な問題でございますが、今までの新しい事業税は農民には課税しないことになりますし、この方はむしろ減る方であります。附加価値税は農民には課税いたしません。

それから肥料の補給金の問題であります。これは先ほど申し上げましたように、補給金を減らして、肥料の値段を上げて米価をそのままにいたしておきましては、まさにお話をようなどとに相なるだらうと思います。しかしながら米価は御承知の通りパリティーで計算することになります。しかしもちよつと説明いたしましたように、春作につきましては、まだお話をきいておきましては、まさにお話をようなどとに相なるだらうと思います。しかしながら米価は御承知の通りパリティーで計算することになります。去年の米価はたしか一五四でしたか六でしたか、そういう数字でござりますが、それに対しましてやはり肥料の値上がり等

を上げるということになるわけでありますから、その部分に関する限りにおきましては農民には負担はかからぬ。結局米価がそれだけ上つて行くと組合の増ということにはならないのではないか、かようこう考えておるのであります。今度の米の消費者価格につきましてはさような要素をすでに織り込みまして、先般だしか割引の値上げが行われたわけであります。その点から申し上げましても、さらに新しい問題はないのではないか。少くとも農民に関する限りにおきましては、肥料の補給金の廃止による負担の増は、結局米価の改訂という形で解決されるというふうに考えておるのであります。○川島委員 そうするとどちらにお尋ねです。

○平田政府委員 地方税の関係は、政

しておかなければならぬことになるのですが、肥料の七月最高七割引上げられて二百三十六億の負担増、その一面に米価の改訂があつた。それによりまして、先ほどもちよつと説明いたしましたように、春作につきましては、まだお話をきいておきましては、まさにお話をようなどとに相なるだらうと思います。しかしながら米価は御承知の通りパリティーで計算することになります。去年の米価はたしか一五四でしたか六でしたか、そういう数字でござりますが、それに対しましてやはり肥料の値上がり等

によつては従来地租、家屋税においては、前から申し上げましたように、農民税につきましては五十億のもののが百億になる、こういう計算を農業組合の中央における当事者は立てて来て、公聽会に証言をいたしておるのであります。今度の米の消費者価格につきましては私ども別にそれが農民の負担の増ということにはならないのではないか、かようこう考えておるのであります。今度の肥料の補給金が二百億負担がふるなればならないのだといつましても、先ほど申し上げました方があらうと思いますので、その際に譲りたいと思ひます。

○川島委員 そうするとどうぞお尋ね下さい。

○平田政府委員 地方税の関係は、政

しておかなければならぬことになるのですが、肥料の七月最高七割引上げられて二百三十六億の負担増、その一面に米価の改訂があつた。それによりまして、先ほどもちよつと説明いたしましたように、春作につきましては、まだお話をきいておきましては、まさにお話をようなどとに相なるだらうと思います。しかしながら米価は御承知の通りパリティーで計算することになります。去年の米価はたしか一五四でしたか六でしたか、そういう数字でござりますが、それに対しましてやはり肥料の値上がり等

営利会社であり、その組合員の大半分はおおむね労働者が多いのであります。が、そういう労働者の生活防衛あるいは改善向上ということが目標でできております。これら生活協同組合に対して、何ゆえに一般の営利団体と同じような税法によつてこれを処理しようとするか。その根拠について私はお尋ねを申し上げたい。本来ならばやはりこれら協同組合に対する税というものは、特別な措置があつてしかるべきではないか。そして税の整理の面から行きまして、これらの協同組合の意義ある活動を育成し、かつ協同組合の発展に資することこそが、国民生活の安定を促進するゆえんではないか、かように思うのであります。が、その点について一応御見解を承つておきたいと思います。

は、大体法人の所得は一律に三五%といふ方が、課税の理論から言って公平ではなかろうか。そこで今度新しく、その意味におきまして、従来免税されておりました公益法人の事業から生ずる所得等に対しましても、法人税を課することにいたしたのでござります。こういうものにつきましても、原則としてやはり三五%と申しますと、そうち

うかと思ひますが、税の公平論から申しますと、むしろこの方が理論に即するのではないか、かように考えておるのでございます。今まで沿革上の理由で差がついていたというふうに考えている次第であります。

○平田政裕委員 今度の会議につきましては、産業なりあるいは特別のものに対して、税の軽減をするかしないかといたしましては、なるべく必要がある場合におきましては、国会の御審査を経ました予算等の形で、必要な助成なりあるいはその他のことをやつて行く。それから、かどりかといふことは、もう一つお尋ねしておきたいと思います。

は、大体法人の所得は一律に三五%と
いう方が、課税の理論から言つて公平
ではなかろうか。そこで今度新しく
その意味におきまして、従来免税され
ておりました公益法人の事業から生ず
することにいたしたのでございます。
こういうものにつきましても、原則と
してやはり三五%と申しますと、そう
高い税率でもございませんので、一応
同じ税率で行く方が公平ではあるまい
か、かような考え方からいたしまして
一律の税率にいたしたのであります。
なお特別法人は一つの組合組織であ
りまして、特別法人として特殊の性格
をもつております。それは所得計算上
にも現われておきまして、御承知の通
り事業の分量に応じまして配当するの
であります。一種の歩もどし、歩引き
というところに、経済的に申しますと
相当する部面もあるのであります。が、
その配当は損益の計算上利益に算入し
ております。これはまつたくそういう
組合の特殊性から生れて参りますの
で、そういう制度は残しておきまし
て、なおそれ以外に現実に特別法人が
一定の事業をやりまして収益を上げた
場合、その収益を上げたその部面につ
きましては、やはり三五%程度の一般
の法人税の税率で課税するというの
が、今段階におきましては適当では
あるまいか、かような考え方であります。
お話をのようにさらに一層ここで保
護助長を加える必要があるかどうかと
いう、そういう政策的見地につきまし
ては、その点今回の税法はあまり強く
織り込まないという考え方であります
と、そういう点をとるかとらないかと
いうことは、確かに一つの問題題ではあ
りますと、むろこの方が理論に即
するのではないか、かように考えてお
るのでございます。今まで沿革上の
理由で差がついていたというふうに考
えている次第であります。

○川島委員 私は沿革上の問題に重点
を置いて、そういう特別法人に対する
特別の措置を必要とするのだというこ
ともあります。が、今段階として、局
長のお話ではもはや保護助長の必要が
ないかのような見解であります。ま
だまだ今日の段階においては、協同組
合に対する政府の力強い育成の方途が
必要なときである。しかも最近におけ
る協同組合の実績、ことにこの生活協
同組合等における実績はきわめて悪
い。金融難あるいはまたお互いの勤労
者の生活難等から購買力が少くなつて
いる。そういう面で生活協同組合がせ
つかく立ち上つておりますても、き
わめて困難ないばらの道をたどつてお
るというのが、日本全国の協同組合の
実情であります。ことに今度の地方税
等が政府原案のままに改正をされまし
て、協同組合にそれがおおかぶさつ
て参りますことになりますと、これは
私最近手に入れました協同組合の当事
者からの計数でありますが、この計数
をかりに一応信頼いたしまして一覽
いたしてみますと、現在の日本全国に
おける生活協同組合の数は二千三百三
十五であります。この二千三百三十三
五が現行法によつて納めまする税額
は、七十七万二千六百六十三円となつ
ております。かかるに今度
の地方税の改正法人税その他もくへ
を加えますと、驚くなれ四千二百二万
八百六十九円となる。実際に五一・八倍

という数字になつております。この数字が確実なものであるかどうかは私はここで申し上げませんが、かりにこの数字が確実でないにせよ、これに近い数字が確実な負担額が組合におおいが如きが、さつて来るのではないかという懸念が、非常に多いと私は思うのであります。もしこういうようなことになりりますと、せつかく立ち上つております生活協同組合の経営といふものは、はつきり成立しなくなるのではないか。それでなくとも今日の協同組合の実情といふものは、非常に金融難に陥つております。そこで、經營がます／＼悪化いたします。しかも組合員から新しい資本金を集めようといたしまして、大体労働者の主婦などが組合員でありますので、そういう増資に引当たられるようないろいろな余力がないといふのが現状を無視されて、こういう新しい方法によつて組合にのしかかつて参りますことは、政治的に申せば政府は組合の助長、育成という考え方を持たないといふことは、むしろ法人税と一緒に扱つて、これららの組合が壊滅的状態になれば好いといふ考え方があるのではないかとおもつて、政府当局は何らか別途の方針を講ずるという意思を持つかどうか、研究の余地がないかと、いろいろなこと

つにして、もう一つお尋ねしておきたいと思います。
○平田政務委員 今度の全体につきましては、産業なりあるいは特別のものに対して、税の軽減をするかしないかといたしましては、なるべく必要がある場合におきましては、国会の御審査を経ました予算等の形で、必要な助成なりあるいはその他のことをやつて行く。それがいかどうかは、もちろんそのときの状況に応じまして判断してきて行く。税の上におきましては、なるべく負担の点からいって公平な扱いということにした方がいいのではないかという考え方を持つておるのであります。特に協同組合に対して保護助長のつもりはないといふわけではないのですが、税の上から申しますと同じ三割五分程度の課税でござりますれば、いやしくも特別洋人が収益の上つた場合でございますから、その場合におきましては三割五分程度の負担でいいのではないかか、こういう考え方でございます。今お話を負担が非常に違つて参りますのは、おそらく附加価値税の關係だらうと思つます。この附加価値税につきましては、いろいろ実は負担關係が従来と違つて参るのでござります。従来は御知の通り、やはり純益に対して課税一稅はあります。この附加価値税につきましては、ほとんどわからない。あるいは全く知らないものもあつたのでござります。ただ今度はその点につきましては附加価値税に改めまして、純益がなまづくても一定の事業をやりましてその企業としまして新しい価値を生んでおる。その価値は單にその企業の純益がなまづくでなくして、人件費とか金利とか地代

代とかいうものも、その価値の中から生れておると見ておるのであります。が、そういうものを課税標準にしまして課税するということにいたしておるのであります。これがいかどうかにつきましては、いろいろ議論があるところであります。が、地方税として一応公的課税であるという点を一面においては考えるのと、他面におきましては事業税あるいは附加価値税といふものは、ある程度やはり經營の過程に入りまして、企業家なり事業家がそろばんをはじめて事業をやる。その負担は消費者があるいは企業の関係者に大体転嫁するというような構造のものであります。この附加価値税を実は考へておる限り、そらいう税としまして新しく事業税を競うがえり、こういうわけであります。従いましてこの税が全部企業の純益にかかるて来るということになりますと、お話を通り従来と比べまして、非常に大きな負担になると、いうこともなるのでござりますが、ある程度相手方に転嫁するといふことを考えますと、またその関係は違つた見方が出て来るといふわけであります。これなかなかむずかしい点の一つであります。建前といたしましては、むしろ地方税としましての一種の事業課税といったしまして、純益がない場合におきましても、相当な事業をやつて、地方団体から一定の便益を受けている場合は、やはりコスト的な税金といたしまして、附加価値税を納めると、いうことは、税制全体の中でも、今度四百四十億円程度であります。が、その程度の附加価値税があるといふことはいいのじやなかろうかといふのが、全体の考え方でございます。従

いまして非常に今収益状態の悪い企業の場合は、附加価値税の負担は從来と比べますと非常にふえる。ふえた絶対額が、はたしてしからその企業が一定の事業をやり、一定の資金を拂い、一定の金利も拂つておる。そういう分量に対しまして耐えられるものであるかどうかということが、結局いかにいかの境目になると思うのであります。で、附加価値税に対する四年前後の負担でありますれば、私どもいたしましては、大体において経営上消化できるという考え方でおるのでござります。従いましてただこの税率があまり高くありますと、こういう税は成り立たない。なるべく低くなければならぬ。これはまつたくさよなことであろうと思ひます。企業によりまして附加価値税はいろ／＼違います。総額は大体四百四十億円程度と見込んでおりますので、従来の事業税と同額であります。従いまして減る面も相当あるわけになります。中小企業者の場合は、なんなく商業者の場合は、従来の事業税に比べまして、相当大に附加価値税になつた方が事業税よりも減るようあります。その反面大工業の方面は相当ふえるやうであります。それかに、輸出陶磁器に対する物品税は免稅になつておるのであります。が、その免稅手続があまりにも複雑に陥つておる以上、やはり附加価値税は従来に比べますとふえる。そのふえたところの結果の姿が、はたして合理的であるかどうかといふことによって判断されべきであります。單純に著しくふえるからどうにもいかぬといふことだけでは、私は判断しにくいのじやないかと考へる。今の例の場合におきましても非常に重点を占めておるのできまして、これは見のがすことのできない品物なんありますが、今御

おるのであります。

○川島委員 この点についてもう少し掘り下げた質問をいたしたいのです。時間がありませんから……。

○川野委員長 それではこの際お詫びしますが、議員田鷹好文君より、輸出陶磁器に対する物品税免除手続簡易化に関する件及び天然色フィルムの物品税免除の件の二件につきまして、委員外発言を求めておりました。右両件は議題と関連があるものと思われますので、これを許すに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようです

から、これを許します。田鷹好文君。
○田鷹好文君 本日は時間が参りましたのに、私のために委員外の発言をお許し願いましたことを、たいへん感謝いたします。

実は今委員長から申されましたよう

に、輸出陶磁器に対する物品税は免稅

になつておるのであります。が、その免

稅手續があまりにも複雑に陥つてお

る以上、やはり附加価値税は従来

に比べますとふえる。そのふえたと

の結果の姿が、はたして合理的である

かどうかといふことによつて判断さ

るべきであります。單純に著しくふ

えるからどうにもいかぬといふことだ

けでは、私は判断しにくいやない

かと考へる。今の例の場合におきまし

ても、どういう事業をどの程度にやつ

ておられますか。金利等などの程度負担しておるか。金利等などの程度負担しておるか。金利等などの程度負担しておるか。

価格、輸出手先、輸出方法、税關の名前、

そういうものを、一定の様式がままでありますので、それに記載して

つておりますので、所轄税務署の承認を受けていただけば

いいのでございます。そらしまして出

した後で今後は税關から現実に輸出さ

れたというとの証明が参りまして、

それによつて輸出手続が完結する、こ

ういうことになるわけでござりますが、三十回といつたよな例は何かよ

ういわゆる例外な場合の例ではなかろうか。

全体といつてしまして私どもの方針とし

ましては、極力輸出を妨げることのな

いよう、正確を期し得る限りでできる

手続をしなくとも、発注から積荷まで間に最後と最初の二つの手続で

十分にこの免稅手続は終ることができ

るのありますから、こうしたいたず

らな手続をしなくとも、発注から積荷まで間に最後と最初の二つの手続で

十分にこの免稅手続は終ることができ

るのありますから、こうしたいたず

らな手続をしなくとも、発注から積荷まで間に最後と最初の二つの手続で

十分にこの免稅手続は終ることができ

るのありますから、こうしたいたず

らな手續をしなくとも、発注から積荷まで間に最後と最初の二つの手続で

十分にこの免稅手続は終ることができ

るのありますから、こうしたいたず

らな手續をしなくとも、発注から積荷まで間に最後と最初の二つの手続で

十分にこの免稅手續は終ることができ

ライアードに渡りまして同じく六回、そして開税に渡るときに最後にとる。こういうことになるのです。私が申し上げますのは素地業者で、まず輸出の許可をとつて、そうして開税に渡るときにはどうぞ三十四回程度になります。下請業者を省きますと十八回程度になります。これをひとつ実際上の面につきまして御研究くださいまして、各業者は過怠金を徴収されて非常に苦しんでおられます。同時に不要な手続を繰返します。これをおこすに職務範囲を拡大しておる。どうかこの点実地につきまして御研究くださいましては、確かに苦しいんである。いたずらに輸出業者も非常に苦しんでおる。いたずらに輸出に増して、輸出にかかる手續を簡素化をお願いしたいと思ひます。これだけで私の今の点に対する質疑を終ります。

かわつてしまふ。ソビエトにおきまして、ニユース映画の一部を除きまして、他は全部天然色にかわつてしまふ。イギリスも同様な程度にかわるのでありまして、白黒映画はもはや映画ではなくして、天然色映画が映画たとへいう事実が現われて来つたのであります。ところがわが国におきましては、諸外国に率先いたしまして、この研究試作がなされまして、技術は非常に進んでおりまして、もはや諸外国に劣らない程度になつておるのであります。だがこれが実用の域に達していなさいといふ現状でございますが、この実用の域に達していないということは、非常に物品税が作用をいたしておるのであります。もしも物品税が天然色映画だけでも免稅されるということになると、白黒映画よりも、輸出貿易を免稅によりまして、わが国にも天然色映画が実現するといふことが言われるのです。この点につきまして私たちは学術研究面からも、輸出貿易を振興さす面からも、観光事業を推進する面からも、日本の国策といたしますだけでもいいのであります。政府はなぜひとも天然色映画の実現をはからなければならぬ。こういうふうに強く考えております関係上、天然色写真ルムはもちろんのこと、お話のようないくつもの品税を免税する御意思があるかどうか。この点をお尋ねいたします。

ファイルムよりもかえつて必需度が強いのでござりますが、値段が高く、比較的尚級だというような場合におきましては、どつちかというと比較的考え方やすいのでござりますが、価格が高く、比較的尚級だというような場合におきましては、物品税でこれを特別に考えるということとは、物品税の本来の理論から行きますとなかへ、難問題があるのですござります。従いまして、かりにそないういものを免税するとなりますと、特に補助金を出すかわりに物品税を免稅しようというような考え方になるわけでありまして、そういう見地からはたして物品税を輕減した方がいいか、あるいはその他必要な助成策がいるのか、あるいは助成策がなくても何とか今後発展して行き得るものであるか。

さような点をよく研究いたしまして、措置すべきものじやなかろうかと考えておる次第でござります。現住すぐこれらを廢止したらどうかということまでには、にわかに結論を得ることはむずかしいのじやなからうか。しかし聞くところによりますと、苦心してつくつておられるのでありますと、外國品にも負けないようなものがきておるよう聞いております。これはまことに喜ばしいことと考えられますので、そうおられるのでありますと、外國品にも負けないようなものがきておるようないかと思うのでござりますが、物税の原則論と対応いたしまして、いかに解決するかはいろいろ問題がありますので、その御了承願いたいと思うのであります。

ものは、現在は実質上の財源にはならない。というほんないからならない。ただフィルムに対する物品税があるから、もしも今後つくられるときにはそれに課税される。こういう現象でありますから、フィルムの中から天然色フィルムを除くということを一項目入れていただけば解決ができます。まして、財源になつていらない天然色フィルムのことありますから、フィルムのなかから天然色フィルムを除くといふことの実際上は財源になつてない。今後では何も対象にならない。今後でなければ、たしかに解決ができる問題であります。

正誤	議論	誤	正
第七回国会衆議院大蔵委員会議録第五号中正誤	誤	正	正
茂(飯)の跡空所を観察するに際しては、(君田)三紹義顧軒舍航美養	誤	正	正
二介(号)第一	誤	正	正
三紹義顧軒舍航美養	誤	正	正

第七回国会衆議院大蔵委員會議
錄第十九号中正誤

正	同連合会	農業組合	保険組合	誤
五二	二二十七	五十八	え、第三号中條	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
五一	二二七	五十八	え、第三号中條	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
五三	一三九	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
五〇	一三九	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
二八	一一一	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
五六	一一一	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
二九	五	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
同	同	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
二九	五	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
二九	五	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
二六	一	十四	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
二九	五	十九	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
三五	五十八	え、第三号中條	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
一五	二二七	五十八	え、第三号中條	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する
五六	五十一	え、第三号中條	二二七	を取めた金額に要した金額に取得するためにあらかじめ組合に加入する

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十四日発行